

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
平成 21 年度業務実績評価シート

委員氏名	
-------------	--

平成21年度評価項目について

評価区分	21年度計画記載項目	頁
評価シート1 効率的な業務運営体制の確立	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1)効率的な業務運営体制の確立	1~2 1~2 1~2
評価シート2 内部統制・ガバナンス強化への取組	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (2)内部統制・ガバナンス強化への取組	4~6 4~6 4~6
評価シート3 業務運営の効率化に伴う経費削減	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減	8~10 8~10 8~10
評価シート4 効率的かつ効果的な施設・整備の利用	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1)土地・建物等の資産の利用方法等の検討 (2)地域の社会資源・公共財としての活用	11~12 11~12 11~12 11~12
評価シート5 合理化の推進	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 合理化の推進 (1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等 (2)入札・契約の適正な実施の確保 (3)外部委託の検討	13~14 13~14 13~14 13~14
評価シート6 施設利用者の地域移行のスピードアップ	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援の取組 (1)地域移行に向けた取組 ①施設利用者の地域移行のスピードアップ	15~16 15~16 15~16 15~16
評価シート7 本人及び保護者の同意を得るために取組	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援の取組 (1)地域移行に向けた取組 ②地域移行の段階的支援（プロセス）の実践 ア	17~18 17~18 17~18
評価シート8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援の取組 (1)地域移行に向けた取組 ②地域移行の段階的支援（プロセス）の実践 イ ウ ③地域移行モデルの作成	19~20 19~20 19~20 19~20
評価シート9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援の取組 (2)行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援	21~23 21~23 21~23

評価区分	21年度計画記載項目	頁
評価シート10 調査・研究のテーマ、実施体制等	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 調査・研究 (1)調査・研究のテーマ (2)調査・研究の実施体制等	24~26 24~26 24~26
評価シート11 成果の積極的な普及・活用	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 調査・研究 (3)成果の積極的な普及・活用	27~28 27~28
評価シート12 養成・研修、ボランティアの養成	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 養成・研修 (1)養成・研修 (2)ボランティアの養成	30~32 30~32 30~32
評価シート13 援助・助言	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 援助・助言 (1)援助・助言の利用拡大 (2)専門的かつ効果的な援助・助言の提供	33~34 33~34 33~34
評価シート14 その他の業務	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 その他の業務 (1)診療所について (2)地域の障害者支援の充実	35~36 35~36 35~36
評価シート15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催 (2)第三者評価機関による評価	37 37 37
評価シート16 予算、収支計画及び資金計画等	第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1 予算 2 収支計画 3 資金計画 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2 想定される理由 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第6 剰余金の用途	38~39 38~39 38~39 38~39 38~39 38~39 38~39 38~39
評価シート17 人事に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画	40 40
評価シート18 施設・整備に関する計画	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 施設・整備に関する計画	41 41

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。	独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付をもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設ぞみの園中期目標を達成するため、同法30条の定めるところによる独立行政法国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画は、次のとおりとした。 平成20年2月29日 厚生労働大臣　舛添要一	平成21年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園年度計画を次のとおり定める。 平成21年　3月31日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長　遠藤浩	
第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。			
第2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。）等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の目標を達成すること。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、施設利用者の減少等に応じた適正な人員の配置を行い、職員の採用に当たっては資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。 また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく人員の削減、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「整理合理化計画」等を踏まえた給与体系及び給与水準の見直しを行うなど、人件費改革に引き続き取り組むこと。 さらに、給与水準について検証し、これを維持する合理的な理由がない場合には給与水準の適正化に取り組む	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日行政改革推進本部決定。以下、「整理合理化計画」という。）等に基づき、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている運営の効率性・自律性を高める取組を一層進めるため、次の措置を講ずる。 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。 なお、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首（20年度当初）に比較して20%を削減する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 （1）効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 業務運営の一層の効率化や、自立支援の取組に関する課題等に対応するため組織体制の見直しを行う。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制の確立 (1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 ア 組織実施体制の見直し ○ 施設利用者の高齢化や重度化等が顕著となり、そのニーズに対応した適切なサービスの提供と、地域移行等による施設利用者の減少に鑑み、第三次寮再編を実施し、12月1日より新たな支援体制の下での利用者支援を開始した。 これにより、5か寮を閉寮し、新たに、医療的配慮グループ、特別支援グループ及び高齢者支援グループについて、それぞれ1か寮を増設するとともに、これまでの19か寮から17か寮体制へと再編成を図った。 また、平成21年1月から2か寮を1人の寮長が統括する統合寮長制の試行を開始したところであるが、平成22年1月からは更に統合寮長制試行寮4か寮を加え、6か寮で統合寮長制の試行を実施した。 ○ 地域支援の充実を図るため、地域支援部に平成21年4月から従来の地域移行課のほかに、地域支援課を新たに設置し、地域生活支援係と支援調査係を所掌することとした。 なお、地域生活支援係は、平成20年度に施設外に新設した余暇支援事業所「フリースペースみらい」および自立生活体験学習事業所「トレーニングルームみらい」のほか、平成21年5月から新たに開設した施設外生活介護事業所「さんぽみち」における支援に係る業務を、また、支援調査係は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の支援に係る業務等を所掌し、当法人の社会生活支援センター準備室の窓口として、公的機関、関係団体等との連絡調整等を行った。

評価の視点等				評価項目	評定
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	自己評価	A	評価項目	評定	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)

<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数については、21年度期末において246人とし、20年度当初に比較して約11%を削減し、目標の約6割を達成した。 (業務実績「①組織体制」P1参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員数については、21年度期末において246人とし、20年度当初に対する割合は約89%となり、目標の約6割を達成した。 (業務実績「①組織体制」P1参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度内にラスパイレス指数を98.1以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度内におけるラスパイレス指数は94.1となり、目標値を大きく下回った。 	
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度においては、生活支援部の寮について統廃合を行い、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行った。 (業務実績「①組織体制」P1参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度において、国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度を導入し、国家公務員の給与体系に準拠した人件費改革に取り組んだ。 (業務実績「②人件費改革への着実な取組」P2参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点) 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に対する平成21年度の財政支出の額(運営費交付金)の割合は、総収入額に対して6割を超えており、①給与水準は、平成21年度から国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度を導入した結果、国家公務員に対するラスパイレス指数(事務・技術職)が国家公務員に対して94.1となり、昨年度の98.1よりもさらに低くなっていること、他の独立行政法人と比べて極めて低いこと、②法人の業務が自己収入の途が限られ、他の業務が出来ないなどの制約に加え、永年(平均33年)に渡り施設生活を送ってきた施設利用者の地域移行の進展により、施設利用者が減少し自己収入の増加が期待できること等により、ある程度国の財政支出に頼らざるを得ない状況にある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度より各専門分野における職員を参事(謝金対応)として招聘しており、引き続き、平成21年度も自閉症及び行動障害等への支援や、行動援護、並びに調査・研究の質の向上に対し、それぞれ高い知見と経験を有する者3名に、参事(理事長からの特命担当)として委嘱した。また、平成21年6月より、民間における高齢者支援の専門家を招聘し、支援の実際場面で、指導や助言を受けている。 (業務実績「③人事配置」P2参照) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。 	<p>実績：-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人独自の諸手当はない。また、平成21年度において国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度を導入し、適正化を図った。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費については、労働基準法及び労働安全衛生法に則り、職員の福利厚生のため適切に対応している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 	<p>実績：-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストはない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 	<p>実績：-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人職員の再就職者の非人件費ポストは、配置していない。 	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るために、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制について、その向上を図るための検討を行い、具体的な取組状況を公表する。 ② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 内部統制について、平成20年度に取りまとめた内部統制・ガバナンス強化に関する報告に基づき、リスク対応に重点を置いた取組を行う。また、適切な業務運営を確保するため、業務の執行状況等に関する内部監査を実施する。 ② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部所にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制の向上を図るための取組 ○ 平成20年度に策定した「阻害要因一覧」をもとに、のぞみの園の業務運営の目標達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の対応状況、影響度及び発生可能性に関するアンケート調査（役職員対象）を実施し、リスクの認識度の分析・評価を行い、法人として優先的に対応するリスク（以下、「優先対応リスク」という。）を選定した。 【優先対応リスク】 ・生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲・創傷など ・誤与薬の発生 ・当事者意識の欠如 ○ 優先対応リスクに対するリスク対応計画の策定に当たっては、優先対応リスクに対する現状把握、課題抽出及び課題対応策の策定について、幹部職員、職場責任者及び職場担当者に対して役職縦断的、組織横断的にヒアリングを実施し、各リスクの内部統制の成熟度の評価結果に基づきリスク対応計画を策定した。 リスク対応計画の取り組みは、各リスクに対する各部所の現在の対応状況・課題、対応策、対応期限及び担当部所等を定め、平成23年3月までに計画に基づき段階的に内部統制の成熟度を「成熟度1」から「成熟度5」へ高めて行くものであり、平成21年11月から関係部所との連携を図りつつ、リスクの軽減等のための取り組みを行った。 平成22年3月にリスク対応計画の取組状況のモニタリングを行い、計画の進捗状況の確認を行った。 ○ 「阻害要因一覧」の見直しについては、のぞみの園の業務の特殊性を加味し、独自の一覧表を作成するため、当法人で高いと認識されるサービス関連の阻害要因を細分化し、経営関連を統合整理するなど、より詳細なリスクの評価ができるよう見直しを行った。 【阻害要因の見直し結果：117項目→108項目】 ・経営関連・内部ガバナンス 88項目 → 35項目 ・サービス関連 29項目 → 73項目 ○ 内部統制の向上を図るための取り組みに当たっては、内部統制向上検討委員会が主体となり、リスクの発生の防止に取り組む継続的な仕組みを構築することとしており、平成21年度においては、内部統制構築に専門的な知見を有する会計監査人等から継続的、効果的かつ適切な指導を受けるため、会計監査人（新日本有限責任監査法人）と内部統制構築プロジェクトにかかる業務支援契約を締結して取り組みを行った。 【内部統制向上検討委員会の開催状況】 ・第1回 平成21年 7月 9日 ・第2回 平成21年 8月 11日 ・第3回 平成21年 9月 3日 ・第4回 平成21年10月 8日 ・第5回 平成21年10月14日 ・第6回 平成21年10月26日 ・第7回 平成21年12月17日 ○ 内部監査を実施するための規程等の整備を行い、平成21年度当初に策定した内部監査計画に基づき監査を実施し、その監査結果については、理事長に報告をするとともに当法人ホームページに掲載し、公表した。 ② 内部進行管理の充実 ア モニタリングの実施 第2期中期目標期間において選出されたモニターから、昨年度に引き続き各部所の業務遂行状況についてモニタリングを実施した。 イ モニタリング評価会議の開催 平成21年度において、モニタリング評価会議を四半期ごとに1回開催（年4回）し、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理に努めた。 ○ モニタリング評価会議の開催状況 第1回 平成21年 6月 29日（第1・四半期分） 第2回 平成21年 9月 25日（第2・四半期分） 第3回 平成21年 12月 24日（第3・四半期分）

		<p>③ リスク回避・軽減への取組 　　国立のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取り組みを進める。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組 　　ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を適確に講じる。</p> <p>イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起こらないよう注意喚起を図る。</p> <p>ウ ノロウィルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。</p>	<p>第4回 平成22年 3月29日（第4・四半期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モニター指摘事項 <ul style="list-style-type: none"> ・寮再編による空き寮の活用を図ること ・地域移行の推進に当たっては、各部所との連携を図り取り組むこと ③ リスク回避・軽減への取組 <ul style="list-style-type: none"> ア 施設利用者及び職員の健康・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設利用者に対する健康・安全の確保 ○ 施設利用者の健康及び安全管理のため、定期的な健康診断や新型・季節性インフルエンザ予防接種等の予防策について、当法人の診療所を中心に他の医療機関等の協力を得て実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線撮影 平成21年 5月～21年 6月 ・内科健診 平成21年11月～22年 3月 ・新型・季節性インフルエンザ予防接種 平成21年11月～21年12月 ・乳房・婦人科検診（女性のみ） 平成21年10月～21年12月 ○ 施設利用者の高齢化等に伴う機能低下への対応として、緊急時に備えた内部講習会「バイタルサインの測定方法と報告・熱中症」を平成21年6月に、また、「救急蘇生・AEDの使い方」を7月に実施した。 ○ 褥瘡対策として、生活寮において診療所の医師、看護師による実技指導を毎月1回実施した。また、褥瘡委員会を毎月1回開催し、褥瘡発症者に対しての細かい対処法を検討・実施した結果、褥瘡発症から治癒までの期間が短縮された。 ○ 摂食嚥下障害への対応として、職員に対し外部の専門家の協力による指導を月1回ペースで実施した。 ○ 座位維持への対応として、職員に対し外部の専門家の協力によるシーティング指導を年間4回実施した。 (イ) 職員に対する健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の健康管理については、定期的に行う健康診断及び人間ドックのほか、新型・季節性インフルエンザ予防接種（12月～3月）等を実施した。 (ウ) 施設利用者に対する健康・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者の高齢化等に伴う機能低下への対応として、車椅子の基本操作をテーマとした介護技術講習会を平成21年6月中に3回開催し、32人が受講した。また、平成22年1月から3月の間に、医療的支援を必要とする寮において、一日の生活の流れに沿った実際の支援を体験する方法による講習会を開催し、期間内に12人が参加した。なお、参加職員は、所属する部所において、習得した介護技術等の伝達を行った。 イ 事故防止対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故防止への取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故防止対策委員会を毎月第2木曜日に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止策などを検討した。その検討結果については、各部所に周知し、同じ事故が起こらないよう注意を喚起した。 <ul style="list-style-type: none"> なお、平成21年度の事故等の発生状況は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・21年度事故発生状況 51件（20年度 54件） ・21年度ヒヤリハット実績 73件（20年度 103件） ○ 各寮の副寮長、職員を対象として、平成21年6月にリスク管理講習会を2回開催し、誤与薬の防止等についてマニュアルの再認識と徹底を図った。 ○ 平成21年9月に採用した非常勤職員及びそれ以降の採用者を対象として、利用者支援における基本理念やその姿勢を再認識するための基礎的な講習を平成22年3月に実施した。 ウ 感染症対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年を通して、診療所の玄関・病棟入口・各病室入口に、手指消毒剤を設置し、外来者や面会者にも手指消毒を励行し、感染症防止対策の強化に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> また、施設の全てにおいて、流行期には手指消毒剤を設置するとともに、外来者にはマスクを配布するなど感染防止に努めた。
--	--	---	---

			<p>○ 10月から1月にかけて全国的に新型インフルエンザが流行したため、ワクチン確保を早急に行い、医療従事者から優先的に接種し、利用者については、2人（アレルギー等）を除き、全員に接種した。利用者の新型インフルエンザ陽性確定者はいなかった。</p> <p>季節性インフルエンザについては、5人（アレルギー・入院等）を除き、利用者全員に接種した。検査の結果、利用者の季節性インフルエンザの感染者はいなかった。また、職員や職員家族の新型インフルエンザ発症には、タミフル予防投与及び・手洗い・うがい・マスク着用を徹底し、更に、職員及び職員の家族等が罹患した場合は、出勤停止等措置をとることにより、感染拡大を防ぐことができた。</p> <p>○ 平成21年11月から平成22年3月を「感染症予防月間」とし、手洗い・うがいの励行、消毒の徹底を図り、感染症対策の強化に努めた。</p> <p>○ 平成21年5月にノロウイルスによる罹患者が5人発生したが、迅速に感染症対策委員会を開催し、その予防に努めた結果、利用者等の感染拡大を防ぐことができた。</p>		
			<p>エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。</p> <p>④ 業務内容の情報開示 国立のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る</p> <p>④ 業務内容の情報開示 ホームページ等において、平成20年度の業務運営の状況や財務状況について公表するとともに、平成21年度における業務運営の遂行状況に関わる重要事項等について適宜公開するなど、積極的な情報開示を行う。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 監事及び会計監査人による監査が効果的かつ効率的に行なうことができるよう、平成21年度から内部監査を実施するとともに、それを担当する部所を組織として位置付ける。</p>	<p>エ 防災対策の実施 災害発生時において施設利用者が迅速かつ適確に行動できるよう、安全防災訓練を21年度に4回実施したほか、施設利用者及び役職員を対象とした総合防災訓練を10月に高崎市中央消防署の協力を得て実施した。</p> <p>当日は、震度6の大地震の発生による火災発生を想定し、避難訓練、初期消火訓練（消火器、屋外消火栓を使用）、担架を使用しての搬送訓練及び「起震車」による地震体験を実施した。</p> <p>その他、交通安全のためのチラシの配布（5月12日～5月18日）、危険箇所の点検（7月30日）等の事故防止対策を実施した。</p> <p>④ 業務内容の情報公開 独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律に基づき、組織、業務及び財務に関する情報や、業務運営の状況に関する評価、監査の結果等の独立行政法人に対して情報提供が求められている情報について、平成21年度分をホームページ等において公開したほか、これまでホームページに掲載し広く情報提供に努めてきた調査・研究及びセミナー等の業務内容を紹介するページの更新を行った。</p> <p>⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 内部監査を実施するための規程等の整備を行い、平成21年度当初に策定した内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果については、理事長に報告をするとともに当法人ホームページに掲載し、公表を行った。</p> <p>内部監査を担当する部所として、平成20年4月に法人事務局に調査役（監査担当）他1名を配置している。なお、平成21年度においては、新たに法人事務局の調査役の下に組織の見直し等にかかる諸規程の改廃・制定及び法人の経営分析等を担当する企画係長を配置し、内部統制の向上に努めた。</p>	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	
【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】					（評価は、評定記入用紙に記入ください。）

<p>[数値目標] ・業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</p>	<p>・モニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催した。モニター等からの指摘事項であった寮再編による空き寮の活用については、利用者の日中活動の場の拡大を図るなど、有効活用に努めた。 また、地域移行の取り組みについては、各部所との連携により、地域移行の推進が図られた。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P4参照)</p>	
<p>[評価の視点] ・内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>実績:○ ・内部統制の向上を図るための取組として、平成20年度に策定した「阻害要因一覧」をもとに、リスクの認識度、評価を行うためのアンケート調査を行い、最優先的に対応するリスクを選定し、その優先対応リスクに対応するためのリスク対応計画を策定して、各部所において取り組みを実施した。 また、「阻害要因一覧」については、当法人の業務の特殊性を加味し、独自の一覧表の見直しを行うなど、計画以上に進捗した。 (業務実績「①内部統制の向上を図るための取組」P4参照)</p>	
<p>・業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。 また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組となっているか。</p>	<p>実績:○ ・昨年度に引き続き各部所に配置したモニターより業務の進行管理を継続的に行うため、モニタリング評価会議を年4回開催し、モニターからのモニタリング結果及び指摘事項については、幹部職員をはじめ全ての職員に周知を図った。 (業務実績「②内部進行管理の充実」P4～5参照)</p>	
<p>・業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</p>	<p>実績:○ ・ホームページにおいて、法人の業務の積極的な情報提供に努めた。また、内部監査を実施し、その監査結果については、理事長に報告するとともに当法人のホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「④業務内容の情報公開」等 P6参照)</p>	
<p>・施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。</p>	<p>実績:○ (①について) ・感染症の未然の防止と万一発生した場合の対策を講じるため、「感染症対策委員会」を開催し、迅速な対応を図った。特に、平成21年度は新型インフルエンザの全国的な流行に伴い、例年よりも感染症対策を徹底して行う等、その予防に努めた。 防災対策については、施設利用者に対する防災及び避難訓練を夜間を含め定期的に実施するとともに、毎年度秋に役職員を含めた総合防災訓練を実施しており、平成21年度においても実施した。</p>	
	<p>(②について) ・施設利用者の事故防止対策として、事故を未然に防ぐことの重要性を職員一人ひとりが認識するよう、研修会や様々な機会を設けて意識改善を図った。発生した事故に対しては、毎月1回、事故防止対策委員会を開催し、事故原因を検証し、再発防止に向けて対策を図り、職員に周知した。 またヒヤリハットからは、設備面の改善や福祉機器の購入、支援のスキルアップ研修等を実施し、法人全体でリスク回避・軽減に取り組んだ。 (業務実績「③リスク回避・軽減への取組」P5～6参照)</p>	
<p>・業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</p>	<p>・施設利用者やその家族等からの利用サービスに関する苦情解決体制の仕組みについては、既に構築しているところであるが、平成21年12月に閣議決定された「国民及び職員からの意見聴取について」に基づき、当法人においても次年度からの新たな設置に向け、「国民の声募集（仮称）」で受け付けた苦情・要望等について現行の苦情解決制度を踏まえた対応、解決方法等の検討を行った。 また、職員から業務改善に繋がる提案、ムダ削減に関する提案・提言等を募集するため、「業務改善提案箱（仮称）制度」の構築に向けて検討した。</p>	

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上節減すること。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与体系・給与水準の適正化、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。 ② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。 イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。 ウ 就労移行支援の利用拡大など、計画的な実施を図る。 エ 地域のニーズを踏まえ、短期入所を推進する。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 ア 定年退職者の後補充について、原則として行わないこととし、常勤職員数の削減を図る。 イ 平成21年度から実施する国家公務員の給与構造改革を踏まえた新しい給与制度の円滑な施行を図り、人件費の削減に取り組む。 ウ 契約について、「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)(以下、「随意契約見直し計画」という。)等に基づき適正な実施を図る。 ② 運営費交付金以外の収入の増 ア 平成21年4月の障害福祉サービス費用の改定により、事業収入のうち、介護給付費・訓練等給付費等収入の増が図られた。 ・20年度 1,462百万円 → 21年度 1,624百万円 (+162百万円) イ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 ○ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受け入れについて、平成20年度の2人の受け入れに引き続き、平成21年度には、更に3人を受け入れた。これらの対象者に対して、社会生活の適応と速やかな地域生活への移行を図るために、計画的に施設入所支援及び就労移行支援の提供等効果的な支援に努めた結果、21年度には、3人の対象者が地域生活へ移行することができた。 ○ また、平成21年度は、著しい行動障害を有するがために精神科病院に社会的入院していた知的障害者1名を受け入れ、特別支援寮において、自閉症及び行動障害等への有効的な支援方法の一つである構造化の手法を用いて支援することで、生活の安定が図られている。 ウ 就労移行支援の利用拡大等 ○ 年度当初6人であった利用者が、年度末には9人となった。 内訳は新規に利用した者が6人、就労のために利用終了となった者が2人、県外への移行のため利用終了となった者が1人である。 就労移行支援の一環として、障害者就業・生活支援センター、ハローワークの相談、登録等の就職活動、職場実習(延べ15人)及びトライアル雇用を行った結果、このうち2人が就労することができた。 ○ 就労継続支援事業B型の平成22年10月からの実施に向けて、検討委員会を立ち上げ、検討した。 エ 短期入所及び通所利用の推進 ○ 短期入所及び日中一時支援事業の実施 地域の18歳以上の知的障害者に対して、短期間の入所又は日帰り入所させ、必要なサービスを提供した。具体的なサービスの提供については、受け入れ寮の1日のスケジュールに沿って行うことを基本とした。 なお、昨年度に比して延べ利用日数が減少しているが、これは、平成20年度においてケアホーム等への入居待ちのため、長期の短期入所を利用するケースがあったが、平成21年度においては、入居等が実現したため、短期入所の長期利用がなかったことに因るところが大きい。 他方、利用者の情報の共有化や適切な支援を提供するため、「短期入所利用者支援会議」を毎月1回開催し、ニーズに応じたきめ細かな対応に努めた。	(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 運営費交付金の節減 ア 平成21年度の運営費交付金(予算額(退職手当相当額を除く。))について、20年度と比較して約1億円(△4.8%)を節減した。 ・20年度 2,227百万円 → 21年度 2,120百万円 (△107百万円) (※) 退職手当相当額を除いた金額 イ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、常勤職員及び非常勤職員の給与制度について、平成21年4月より新制度を導入し、人件費の削減を図った。 ウ 平成21年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。

〈短期入所事業〉					(単位：人・日)
	内 訳				
	男	女	市内	市外	
利用者数	105	65	40	86	19
延べ日数	794	403	391	726	68

・平成19年度実績(延べ日数) 818日 ・平成20年度利用実績(延べ日数) 1,356日

〈日中一時支援事業〉					(単位：人・日)
	内 訳				
	男	女	市内	市外	
利用者数	54	27	27	41	13
延べ日数	79.50	48.00	31.50	62.00	17.50

・平成19年度実績(延べ日数) 92.5日 ・平成20年度利用実績(延べ日数) 80.00日

オ 通所利用者の利用拡大を図る。
また、施設外の生活介護事業を平成21年度から新たに実施し、通所利用者の新規開拓に努める。

カ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。

キ 法人の単独事業として実施する在宅の知的障害者を対象とした宿泊体験及び余暇活動の場を提供する事業の利用者の拡大を図る。

ク 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。

オ 21年5月に新たに施設外の生活介護事業所「さんぽみち」を開所し、在宅の知的障害者を対象として通所利用者の新規開拓に努めた。
21年度末の登録者は47人、一日平均10.1人の利用があった。

カ 診療収入の確保

○ 新規施設基準の取得及び医学管理料、指導料の算定に向けての取組を継続して行い、診療収入の確保と診療報酬請求業務の適正化等に努めた。

<診療所で取得している施設基準>

- ・有床診療所入院基本料1（夜間緊急体制・複数医師配置・看護配置加算）
- ・運動器リハビリテーション料（II）
- ・脳血管疾患リハビリテーション料（III）
- ・電子化加算
- ・入院時食事療養費（II）
- ・補綴物維持管理料

○ 診療収入については、4月から精神科医1人の常勤化に伴い、発達障害等の一般外来患者診療による新患178人が増加し、診療収入も対前年度比べて13百万円増の102百万円となった。

キ 自立生活体験学習事業（宿泊体験事業）としての「トレーニングルームみらい」において、計13回延26人の利用者があった。

ク 国や群馬県等の実施事業の受託

当法人の目的・機能に沿った業務として、国(厚生労働省)や群馬県、高崎市から次の事業を受託し補助を受けて実施した。

(ア) 国からの補助

○ 国(厚生労働省)の「障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)」の補助協議に応募し、補助採択を受け、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究」及び「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」を実施した。

(イ) 群馬県からの受託

a 行動援護従業者養成研修実施事業の受託
行動障害のある知的障害者(児)等に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援を行うために必要な知識・技術を有する行動援護従業者の養成を図ることを目的とした研修を受託した。

・群馬県行動援護従業者養成研修実施事業 受講者 30人

		<p>ケ 専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p> <p>コ その他、利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>b 知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業の受託 居宅介護に従事しているが、知的障害者(児)へのサービス提供の経験がないものに対し、サービス提供に関する基礎的な知識の研修を行うことにより、適切な知識を備えたヘルパーの確保及びサービスの質の向上を図ることを目的とした研修を受託した。 ・ホームヘルパー養成基礎研修実施事業 受講者 79人</p> <p>(ウ) 高崎市からの受託 ○ 相談支援や情報提供等の便宜を供与し、社会生活を営むことが出来るようにするため、高崎市相談支援事業を受託した。</p> <p>ケ 実習の受入 ○ 福祉系大学等の学生、ホームヘルパー研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。実習の受入に当たっては、適切な費用負担を求めた。</p> <p><各種養成機関からの実習受入の状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>学 校 数</th><th>人 数</th><th>延べ日数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉援助技術現場実習</td><td>12</td><td>25</td><td>402</td></tr> <tr> <td>保育実習</td><td>29</td><td>153</td><td>1,856</td></tr> <tr> <td>専門学校臨地実習</td><td>2</td><td>132</td><td>220</td></tr> <tr> <td>群馬県受託養成研修実習</td><td>2</td><td>79</td><td>79</td></tr> <tr> <td>訪問介護員養成研修実習</td><td>2</td><td>55</td><td>140</td></tr> <tr> <td>早期体験実習(医師養成)</td><td>2</td><td>9</td><td>135</td></tr> <tr> <td>介護等体験(教員養成)</td><td>2</td><td>11</td><td>55</td></tr> <tr> <td>その他(民間団体等)</td><td>1</td><td>39</td><td>39</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>52</td><td>503</td><td>2,926</td></tr> </tbody> </table>	種 別	学 校 数	人 数	延べ日数	社会福祉援助技術現場実習	12	25	402	保育実習	29	153	1,856	専門学校臨地実習	2	132	220	群馬県受託養成研修実習	2	79	79	訪問介護員養成研修実習	2	55	140	早期体験実習(医師養成)	2	9	135	介護等体験(教員養成)	2	11	55	その他(民間団体等)	1	39	39	合 計	52	503	2,926	
種 別	学 校 数	人 数	延べ日数																																									
社会福祉援助技術現場実習	12	25	402																																									
保育実習	29	153	1,856																																									
専門学校臨地実習	2	132	220																																									
群馬県受託養成研修実習	2	79	79																																									
訪問介護員養成研修実習	2	55	140																																									
早期体験実習(医師養成)	2	9	135																																									
介護等体験(教員養成)	2	11	55																																									
その他(民間団体等)	1	39	39																																									
合 計	52	503	2,926																																									
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定																																								
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】		運営費交付金（予算額）の節減について、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で平成21年度においても着実に経費削減等に取り組むとともに、運営費確保を図るために、他の事業収入の確保に努めた。	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)																																									
[数値目標] ・一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期目標期間の最終年度（平成24年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比べて23%以上削減すること。		・運営費交付金（予算額）について、第2期中期目標に定める23%以上の削減を達成するために、施設利用者が減少する中で平成21年度においても、着実に経費削減等を図るとともに、運営費確保を図るために、他の事業収入の確保に努めた。 (業務実績「①運営費交付金の節減」P8参照)																																										
[評価の視点] ・一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比較して、どの程度節減が図られているか。		実績：○ ・平成21年度の運営費交付金（予算額（退職手当相当額を除く。））については、20年度と比較して、△1億7百万円（△4.8%）となり、第2期中期目標期間の最終年度（24年度）に向けて、計画どおり削減を行った。 (業務実績「①運営費交付金の節減」P8参照)																																										
・事業収入の増加を図るための取組を行っているか。		実績：○ ・施設利用者の減少により事業収入を減少させないために、①新しい障害福祉サービスを実施、②国や地方自治体の補助、委託事業を実施し、事業経費を確保するなど、収入増を図るための努力を行った。 (業務実績「②運営費交付金以外の収入の増」P8～10参照)																																										
・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。		実績：○ ・コスト削減や効率化の観点から、各部所において点検した結果、冗費は発生していない。																																										

<p>・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 当法人が実施している事務・事業を点検した結果、国民のニーズとされている事務・事業はないが、高崎市から受託している相談支援事業については受託費の額が年間7百万円と低く、家賃、人件費に到底及ぶものではないが、地域の障害者にとっては、なくてはならないものであることから、20年度に引き続き、21年度においても実施した。 	
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。 (1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、施設利用者の減少や能力・障害の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、現状分析や利用方法等の検討を随時行う。 併せて、不用となった建物の処分等についても検討する。</p> <p>② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者等に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 (1) 土地・建物等の資産の利用方法等の検討 ① 効率的かつ効果的な利用の検討 土地、建物等の資産の利用方法等について、資産利用検討委員会を2回（10月・2月）開催して検討を行った。検討案件は、賃貸で行っていた「ケアホームおおいし」について、今般のグループホーム等の火災事故を踏まえ、賃貸ではこれ以上の安全対策が難しいことから、既存グループホームを買い上げ、内部改修工事（スプリンクラー、通報装置の設置等）を行い、安全・安心を図ることとし、購入を決定したことについての報告及び旧独身寮・旧管理事務所解体に伴う跡地の活用、旧洗濯センター空室の活用、職員宿舎の集約等について検討した。 なお、旧管理事務所跡地については、不動産鑑定士により評価を行ったが、結果としては市街化調整区域、宅地造成工事規制区域、砂防指定地、埋蔵文化財包蔵地であり、売却は非常に難しい状況である。</p> <p>② 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 ○ 施設利用者の高齢化や重度化等が顕著となり、そのニーズに対応した適切なサービスの提供と、地域移行等による施設利用者の減少に鑑み、第三次寮再編を実施し、12月1日より新たな支援体制の下での利用者支援を開始した。 これにより、5か寮を閉寮し、新たに、医療的配慮グループ、特別支援グループ及び高齢者支援グループについて、それぞれ1か寮を増設するとともに、それまでの19か寮から17か寮体制へと再編成を図った。 そのため、増設の対象となる建物については、入所利用者の支援要素に応じたトイレのバリアフリー化、居室・廊下の壁の塗装及び床の張替、食堂の増築、食堂入口の洗面所の改修等の整備を行った。また、空寮となる建物についても、居室・廊下の壁の塗装及び床の張替、トイレ洗面所等の改修工事を行い、日中活動の場として活用を図った。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 ○ 診療所において、地域の知的障害児（者）及びその家族等に対して外来診療を実施した。 (診療実績についてはP33～34を参照。) <地域の知的障害者等が利用できる診療科目> 　標榜科：内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科 　特別外来：心理相談、機能訓練 このうち、心理相談（外来）については、精神科外来との連携を強化した結果、精神科受診患者、特に発達障害児者の大幅増加に伴い、診療所全体の利用数が大幅に増加した。こぼの遅れや発達上に問題がある利用者に対しては、療育支援を行った。また10月から、精神科との連携による利用者の家族を対象とした家族心理教育のグループセッションを毎月1回開催した。</p> <p>○ 精神科外来や心理外来を利用する発達障害児等を対象に、医師、臨床心理士、学校教職員、施設職員、児童相談所職員等によるケースカンファレンスを随時実施し、情報を共有化することにより、地域全体での包括的な支援に取り組んだ。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 活動の場としての提供 ○ 法人所有施設の一般開放について、広報活動を行っており、地元育成会やボイイスカウト、知的障害児（者）民間活動団体等の活動の場として提供した。</p>

〈施設利用状況〉			(単位：人)
施設名	延べ利用人数	利用団体等	
体育館	276	地元育成会等	
グラウンド	335	地元育成会・少年野球チーム	
テニスコート	972	一般市民等	
富士会館	159	ボーイスカウト・少年野球チーム	
プール	25	知的障害児(者) 民間活動団体	
合計	1,767		

○ カラオケや踊り等のボランティアに対して、活動の場として法人施設（文化センター）を提供した。

○ 高崎市内の幼稚園・保育園児の野外活動として、牧場を開放した。

○ 地元高等学校のマラソンコースや地域住民のウォーキングコースとして遊歩道等を開放した。

○ 地元知的障害児(者)グループ、ボーイスカウト等の団体に対して、グラウンドや広場等の法人施設を開放し、活動の場として提供した。

イ 研修会等の場としての提供

○ 群馬県や関係団体等の要請を受け、研修会等の場として法人施設(文化センター)を提供した。

- ・群馬県知的障害者福祉協会初任者研修会 参加者数 101人
- ・群馬県行動援護従業者養成研修会(3日間) 参加者数 30人
- ・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修(2回) 参加者数 79人
- ・群馬県総合教育センター特別支援学校初任者研修 参加者数 27人

ウ 地域との交流

○ 地元地域の商店街のフリースペースの提供を受け、利用者が制作した作品を「みんなの作品展」とし、平成22年1月9日から1月30日の間、開催し、地元の方々80人が来場され、地域との交流が図られた。

○ 地元小学校等を対象に、親子作業体験等のイベントを開催した。
・親子作業体験 平成21年7月18日開催 参加者数5家族12人

○ 平成21年8月に「高校生ボランティア講座2009」を開催した。
・8月11日～12日の2日間 参加者数 30人(高崎市内5校)

○ 障害医療セミナーの開催に当たり、テーマも身近な問題である「発達障害」、「認知症」とし、広く募集を行った。
・障害医療セミナー 21年6月24日 195人(地域住民等 94人)
22年3月18日 125人(地域住民等 36人)

○ 中学校の職場体験学習として、平成21年9月14～18日の5日間、高崎市内中学校の生徒41人を受け入れた。

○ 近隣の特別支援学校の生徒に対して、現場体験利用の受入を行った。
・参加者 11人(高崎市内3校)

○ 平成21年11月8日に「第7回のぞみふれあいフェスティバル」を開催した。
フェスティバルでは、イベントや施設利用者の製作品の展示のほか、地域住民を対象とした施設見学ツアー、福祉サービスや医療などの相談を行った。
なお、施設利用者は、模擬店等を利用して就労体験や買い物体験等に参加し、地域住民との交流の機会を持つことに努めた。
・参加者数 1,897人

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目4 効率的かつ効果的な施設・整備の利用】		施設利用者に対する効率的なサービス提供の観点から、土地・建物及び施設・設備の有効活用について検討を行い、空き寮を整備して利用するなど、効率的かつ効果的な施設の利用に努めた。 また、地域住民との交流として、地域での利用者の作品展開催（22日間80人来訪）、地元小学生親子を対象とした作業体験（5家族12人参加）、中学生の職場体験（5日間41人参加）、福祉セミナーの開催（2回320人参加）、特別支援学校生の現場体験（3校11人参加）をはじめ、法人施設の一般開放としては、新型インフルエンザ等の感染症の予防対策による受け入れ中止の中、文化センターについては、ボランティア・福祉施設関係者等に対し、研修会場（5回237人利用）、カラオケ等の発表の場（1回）として、その他法人施設である体育館（21回276人利用）、グラウンド（15回335人利用）等については、地元育成会、ボーイスカウト、少年野球チーム等に対し開放し、地域の社会資源・公共財としての役割を果たした。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
[評価の視点] ・保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	実績：○ ・資産利用検討委員会を年2回開催し、資産（土地・建物）の状況の再確認を行い、土地の有効活用に努めた。 また、効率的かつ効果的な利用方法について、検討を行った。 (業務実績「①効率的かつ効果的な利用の検討」P11参照)			
・施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。	実績：○ ・第三次寮再編として、施設利用者の高齢化及び重症化等に対応した生活寮の再編を実施し、利用者個々の状況に適した支援体制の整備を図った。 そのため、既存寮を5か寮閉寮し、うち3か寮を新設寮として活用するとともに、他の空き寮については、生活スキルの獲得を目的としたプログラムを提供する自活体験のためのスペース等として活用した。 (業務実績「②施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討」P11参照)			
・保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。	・平成21年度監事監査において、指摘事項等はなかった。			
・施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。	実績：○ ・毎年秋に開催し地元の行事としても定着した「第7回のぞみふれあいフェスティバルは、平成21年度も約1,900人の地域住民、ボランティア等が参加し、好評を得た。 (業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P11～12参照) ・活動支援部において地元小学生及びその保護者等を対象に、親子作業体験等のイベントを開催し、5家族12人の参加を得た。 (業務実績「②福祉関係者等への活動の場としての活用」P11～12参照) ・中学生の職場体験学習として、地元中学より41人を受け入れた。			
・地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。	実績：○ ・診療所において地域の知的障害・発達障害児（者）に対する医療的支援を積極的に行った。 (業務実績「①診療所の機能の活用」P11参照)			
・「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。 その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	実績：－ ・「独立行政法人整理合理化計画」における資産についての処分等に関する指摘はされていない。			
中期目標（第2期）	中期計画（第2期）	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。	3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。	3 合理化の推進 (1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等	3 合理化の推進 (1)「随意契約見直し計画」に基づく取組等	
① 「整理合理化計画」に基づき、国	① 「整理合理化計画」に基づき、国	① 「随意契約見直し計画」に基づく取組	① 「随意契約見直し計画」に基づく取組	

<p>立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>取組 平成21年度においても、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に行い、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 平成21年度における新しい事業等の実施状況を見極めながら、外部委託の検討を行う。</p>	<p>平成21年度においては、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 なお、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約（予定価格が100万円を超える契約）については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 平成21年7月24日付けで、「一者応札・一者応募に係る改善方策について」を策定し、競争性、透明性が確保できるよう努めた。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた。 また、随意契約見直し計画の実施状況についてのチェックも受けたが、いずれも問題となる指摘はなかった。</p> <p>(3) 外部委託の検討 外部委託についての検討は行ったが、新たな外部委託には至らなかった。</p>
---	---	---	---

評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評定										
【評価項目5 合理化の推進】		「随意契約見直し計画」に基づき、概ね計画どおり見直しを進めた。			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)									
[数値目標] ・随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。	<p>・競争性のない契約（随意契約）については、31件中24件が毎月支払われる電気料金及び上下水道料金といった公共料金であり、この件数をカウントしなければ、競争性のない契約は7件、母数（契約総件数）は42件となり、競争性のある契約割合は83%となる。</p> <table border="1" data-bbox="1270 1302 1873 1392"> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>35件</td> <td>(53 %)</td> </tr> <tr> <td>競争性のない契約</td> <td>31件</td> <td>(47 %)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>66件</td> <td>(100%)</td> </tr> </table>	競争性のある契約	35件	(53 %)	競争性のない契約	31件	(47 %)	計	66件	(100%)				
競争性のある契約	35件	(53 %)												
競争性のない契約	31件	(47 %)												
計	66件	(100%)												
[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	<p>実績：○ ・「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。また、会計規程第33条の2の規定に基づき、該当する契約については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「随意契約見直し計画」に基づく取組」等P13～14参照)</p>													
・一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	<p>実績：○ ・入札案件について、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。また、「一者応札・一者応募に係る改善方策について」を策定し、競争性、透明性が確保できるよう努めた。 (業務実績「(2) 入札・契約の適正な実施の確保」 P14参照)</p>													
・入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	<p>実績：○ ・監事監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定に基づいた入札・契約の実施状況についてチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 また、会計監査人による往査において、関係書類のチェックを受けたが、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2) 入札・契約の適正な実施の確保」 P14参照)</p>													

必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)		・監事監査において、入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた後、契約監視委員会において、更に見直し・点検が行われた結果、問題となる指摘はなかった。 (業務実績「(2) 入札・契約の適正な実施の確保」P14参照)													
・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)		該当なし													
・関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)		該当なし													
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約等の見直し計画」が計画どおり進めているか。		実績:○ ・平成21年度は、平成22年1月26日、3月5日に当法人の契約監視委員会が開催され、見直し・点検が行われた。また、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性の高い契約方式を実施した。													
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績												
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 自立支援のための取組 (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (1) 地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地域移行の実現に向けて、地域移行の取組を丁寧かつきめ細かく進める。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 自立支援のための取組 (1) 地域移行に向けた取組 ① 施設利用者の地域移行のスピードアップ 施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。												
<p><平成21年度地域移行者の状況></p> <table border="1"> <tr> <td>性 别</td><td>男 13人</td><td>女 8人</td></tr> <tr> <td>移行先都道府県</td><td>1都 11県</td><td>福島県2人、東京都1人、群馬県3人、茨城県2人、栃木県1人、長野県3人、新潟県1人、岐阜県1人、兵庫県1人、愛知県2人、広島県2人、山口県2人</td></tr> <tr> <td>年 齡</td><td>平均56.2歳</td><td>(22歳～77歳)</td></tr> <tr> <td>在 籍 年 数</td><td>平均32年6ヶ月</td><td>(0.9ヶ月～38年10ヶ月)</td></tr> </table>				性 别	男 13人	女 8人	移行先都道府県	1都 11県	福島県2人、東京都1人、群馬県3人、茨城県2人、栃木県1人、長野県3人、新潟県1人、岐阜県1人、兵庫県1人、愛知県2人、広島県2人、山口県2人	年 齡	平均56.2歳	(22歳～77歳)	在 籍 年 数	平均32年6ヶ月	(0.9ヶ月～38年10ヶ月)
性 别	男 13人	女 8人													
移行先都道府県	1都 11県	福島県2人、東京都1人、群馬県3人、茨城県2人、栃木県1人、長野県3人、新潟県1人、岐阜県1人、兵庫県1人、愛知県2人、広島県2人、山口県2人													
年 齡	平均56.2歳	(22歳～77歳)													
在 籍 年 数	平均32年6ヶ月	(0.9ヶ月～38年10ヶ月)													

〈地域移行の実績〉								
第1期中期目標期間						第2期		
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	小計	20年度	21年度	小計
0人	5人	6人	14人	19人	44人	24人	21人	45人

- なお、これにより、平成21年度末の施設利用者数については、371人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約2割5分の減となった。
 - ・施設利用者数
独立行政法人移行時 499人 → 371人（△128人）
(※) 上記の地域移行の実績と差があるが、死亡等を含むため。

- 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成21年度末現在で、32人となっている。

〈同意を得ている者の状況〉 (平成22年3月31日現在)		
区分	男	女
受入れ事業所決定（施設・自治体の入所調整による待機）	12	5
受入れ事業所決定（ケアホーム待機中、在宅）	2	1
受入れ事業所を探している	3	9
計	17	15
	32	

〈地域移行した者の障害程度区分の比較〉

	第1期中期目標		平成20年度		平成21年度	
	人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
非該当	0人	0.0%	0人	0.0%	2人	9.5%
区分1	1	2.3	0	0.0	0	0.0
区分2	3	6.8	0	0.0	1	4.8
区分3	9	20.5	6	25.0	2	9.5
区分4	10	22.7	9	37.5	3	14.3
区分5	11	25.0	5	20.8	9	42.9
区分6	10	22.7	4	16.7	4	19.0
合計	44人	100.0%	24人	100.0%	21人	100.0%

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定	
【評価項目6 施設利用者の地域移行のスピードアップ】					
					（評価は、評定記入用紙に記入ください。）
[数値目標]					
・重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割縮減すること。			・地域移行等により平成21年度末の利用者数は371人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約2割5分減となった。 (業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照)		
・施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。			・平成21年度における地域移行者数は21人となり、数値目標である15～20人を昨年度に引き続き上回った。 (業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照)		
[評価の視点]			実績：○		
・施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。			・地域移行等により、平成21年度末の施設利用者は、371人となり、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、約2割5分減となった。 また、平成21年度末において本人、保護者の同意が得られている者が32人おり、今後、他の保護者の同意の促進を図ることにより、第2期中期目標を達成する見通しである。 (業務成績「①施設利用者の地域移行のスピードアップ」P15～16参照)		

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績																																																														
	<p>① 実施計画の作成と実践 厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。</p> <p>ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保</p> <p>イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施</p>	<p>② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 ア 本人及び保護者の同意を得るための取組 次の取組みを行うことにより、平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。</p> <p>a 移行先を具体的かつ丁寧に説明することにより、具体的な地域生活のイメージを持たせ、安心感を与える。</p> <p>b 来園の機会が少ない等のために地域移行に関する説明を受けることが少ない家族に対して、家庭訪問を行うなど、理解と同意を求める取組を強化する。</p> <p>c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。</p> <p>d 移行前に地域生活体験ホームにおいて地域生活体験を経験させることにより、不安感を解消する。</p>	<p>② 地域移行の段階的なプロセスの実践</p> <p>ア 本人及び保護者の同意を得るための取組 ○ 保護者総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等の説明を行った。 地域移行に関する説明の際には、視覚で地域での生活を理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを活用した。 また、地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回発行し、各生活寮で行う広報紙の送付に同封することにより、保護者全員に配布した。 さらに、少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることの理解を求めた。</p> <p>○ 平成21年4月、総合施設全職員を対象として地域移行に係る研修会を開催し、地域移行の取組み状況や経過及び事例報告等を行うとともに、来園機会が少ない等のため地域移行に関する説明を受けることが少ない家族等に対しての新たな取組みについて周知した。 この取組みは、面会や連絡等のきっかけのつかめない家族等に対して、利用者の近況を伝え、面会を依頼したり、面会希望するが高齢や遠距離等のため、来園することが難しい等の家族に対して、家庭訪問等を行い、地域移行に関しての説明を行う取組みである。 平成21年度は、生活支援部と地域支援部等との連携強化を図り、生活寮と家族等の連絡状況を基に、出身地域や受け入れ先状況等を考慮して、37家族を対象者として家庭訪問等の取組みを行った。</p> <p>○ この結果、平成21年度においては、32人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。 なお、平成20年度末までに同意を得て調整していた23人を合わせて、平成21年度末における新たな同意者は55人となった。</p> <p><平成21年度保護者懇談会実施状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施寮</th> <th>参加家族</th> <th>出席者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1課</td> <td>8</td> <td>101</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>第2課</td> <td>10</td> <td>115</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>地域生活体験ホーム</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>222</td> <td>335</td> </tr> </tbody> </table> <p><来園機会が少ない37家族等への取組み結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>連絡済</th> <th>連絡不通</th> <th>死亡</th> <th>訪問済</th> <th>訪問調整中</th> <th>来園済</th> <th>来園調整中</th> <th>来園訪問困難</th> <th>移行同意</th> <th>地域移行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37</td> <td>35</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p><地域移行の同意を得られた推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新たな同意者数</th> <th>累計</th> <th>うち地域移行者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15～19年度</td> <td>66人</td> <td>66人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>29人 (25人)</td> <td>95人 (91人)</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>32人 (30人)</td> <td>127人 (121人)</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>127人 (121人)</td> <td>89人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内の数字は、疾病や死亡等で地域移行を断念したものを見除した数</p> <p>○ 施設利用者の個別支援計画（施設入所支援、日中活動支援）の作成に当たって、地域生活への移行に向けて、洗濯、買い物等のIADL（手段的日常生活動作）が可能となるよう必要な支援内容を確認し支援計画を作成した。</p> <p>○ 宿泊体験、地域生活体験等の実施 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施した。 具体的な地域移行の準備の第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施し、その後、第2・第3段階としてできる限り地域生活体験ホームに長期間利用する方法により実施した。 また、重介護や医療的配慮を必要とする生活寮の施設利用者についても、受け入れ体制の整った地域生活体験ホームにおいて宿泊体験を実施した。</p>		実施寮	参加家族	出席者数	第1課	8	101	151	第2課	10	115	177	地域生活体験ホーム	1	6	7	計	19	222	335	対象	連絡済	連絡不通	死亡	訪問済	訪問調整中	来園済	来園調整中	来園訪問困難	移行同意	地域移行者	37	35	1	1	5	1	15	3	11	9	3		新たな同意者数	累計	うち地域移行者数	平成15～19年度	66人	66人	44人	平成20年度	29人 (25人)	95人 (91人)	24人	平成21年度	32人 (30人)	127人 (121人)	21人	計		127人 (121人)	89人
	実施寮	参加家族	出席者数																																																														
第1課	8	101	151																																																														
第2課	10	115	177																																																														
地域生活体験ホーム	1	6	7																																																														
計	19	222	335																																																														
対象	連絡済	連絡不通	死亡	訪問済	訪問調整中	来園済	来園調整中	来園訪問困難	移行同意	地域移行者																																																							
37	35	1	1	5	1	15	3	11	9	3																																																							
	新たな同意者数	累計	うち地域移行者数																																																														
平成15～19年度	66人	66人	44人																																																														
平成20年度	29人 (25人)	95人 (91人)	24人																																																														
平成21年度	32人 (30人)	127人 (121人)	21人																																																														
計		127人 (121人)	89人																																																														

<平成21年度は次の3段階で実施>

	種別	場所	場所	勤務体制
第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有 (バリアフリー)	夜勤体制
第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設内職員宿舎	宿直体制
第3段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「ひじり」	施設外一般住宅	宿直体制

(※1) 宿泊体験

地域生活体験ホーム「くるん」において、施設利用者の状況に合わせて短期（1～2泊）中期（1週間以上1カ月未満）の宿泊体験を行った。

また、身体介護が必要な者について、地域生活を体験するために必要な支援体制を検証することを目的に、当該体験ホームにおいて、重介護型の宿泊体験も実施した。

<平成21年度宿泊体験の実施状況>

体験方法	実人数	延べ人数	延べ日数
宿泊体験	27人	42人	393日
重介護型	3人	13人	263日
計	30人	55人	656人

(※2) 地域生活体験

施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験を実施した。

地域生活体験ホーム「あおぞら」 10人

「ひじり」 4人

「くるん」 3人

年度末実人員 17人 (年間実人数23人)

(※) 「くるん」では、車いすを利用し、食事、排泄等常時身体介護を必要とする者福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した対象者も利用している。

- 具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での宿泊体験を実施した。

<移行予定事業所の見学、宿泊体験状況>

利用者	移行予定先	見学回数	宿泊体験	退所日
1(男)	愛知県	0	1回(8日)	H21.4.1
2(女)	広島県	1	0	H21.4.13
3(男)	長野県	3	1回(3日)	H21.4.30
4(女)	福島県	1	0	H21.6.30
5(男)	山口県	0	1回(21日)	H21.7.31
6(男)	福島県	0	2回(11日)	H21.7.31
7(男)	新潟県	0	2回(5日)	H21.8.3
8(男)	長野県	1	2回(9日)	H21.8.5
9(男)	愛知県	0	1回(8日)	H21.9.30
10(男)	群馬県	2	0	H22.1.31
11(男)	長野県	3	1回(8日)	H22.1.31
12(女)	神奈川県	1	1回(7日)	
13(女)	東京都	0	1回(6日)	H22.2.9
14(男)	栃木県	1	1回(3日)	H22.2.28
15(男)	茨城県	4	1回(9日)	H22.3.9
16(男)	群馬県	1	1回(4日)	H22.3.28
17(女)	群馬県	1	1回(4日)	H22.3.28
18(女)	茨城県	1	2回(7日)	H22.3.31
19(女)	群馬県	1	0	

※平成21年度内で実施した利用者であり必ずしも年度内に地域移行していない者も含まれる。

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定	
【評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組】		施設利用者及び保護者に対する地域移行の同意を得るための取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく行った。平成21年度においては、地域移行の説明に当たって、個別相談を重視するなど、個別対応の強化を図ると共に、新たに来園の機会の少ない保護者に対し面会・家庭訪問などにより、地域移行の説明を行った。更に、既に地域移行した利用者の地域での生活の様子を掲載した広報紙「地域移行通信」を年6回配布すると共に、具体的な地域生活に向けて、宿泊体験等により効果的に提供した。これにより、過去最大の32人の保護者から新たに同意を得るなど、内容を含めて計画を大きく上回ることができた。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
[数値目標] ・平成21年度中に25人程度の保護者の同意を得る。		・平成21年度は、目標を大きく上回る32人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができた。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P17~18参照)			
[評価の視点] ・施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。		実績：○ <①について> ・各生活寮での保護者懇談会や、保護者の利用者への面会のための来園の機会を利用して、地域移行に関する説明を行った。また、個別対応としての話し合いの時間を確保するため、保護者が会前後の時間を活用して、個別相談を行い、地域移行先の社会資源等を紹介し、地域移行の具体的なイメージづくりに努めた。更に、保護者全員に対し、「地域移行通信」を年6回定期的に配布し、地域移行の状況に触れる機会を増やした。 平成21年度の新たな取組みとして、来園機会の少ない保護者37人を対象に面会の依頼や家庭訪問等を行い、利用者の近況を伝えると共に、出身地等の社会資源のサービスの向上状況を伝えるなど、地域移行の理解を求める取組みを積極的に行った。 <②について> ・施設利用者に対して、個々の状況に応じて一定期間の宿泊体験等を提供する地域生活体験を3か所で実施した。平成21年度においては、施設利用者の状況に応じて、①設備・職員体制の整った小集団による地域生活体験、②街中にある地域生活に近い環境の中での地域生活体験を段階的に行い、円滑に地域への移行が可能となるよう、各々の役割を明確にし、効果的な宿泊体験、地域生活体験を実施した。 さらに、重介護や医療的配慮を必要とする利用者3人に対して、繰り返して宿泊体験を行うことにより、本人の自信に繋がるよう努めた。 (業務実績「②地域移行の段階的なプロセスの実践」P17~18参照)			
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績		
	ウ 厚生労働省、関係地方自治体、事業所等の協力による移行先の確保 エ 移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備	イ 地域移行の環境整備に向けた移行先の確保 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成21年度においては、茨城県、栃木県、岐阜県、大阪府、山口県、広島県、大分県に対して、重点的に地域移行への協力を依頼する。	イ 移行先の確保 (ア) 国・地方自治体への協力要請 ○ 厚生労働省や関係団体等が開催する全国規模の会議において、地域移行関係資料を提供し協力を要請した。 ・全国障害保健福祉関係主管課長会議（平成21年3月12日開催） a. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部から、国立のぞみの園の地域移行の取組への理解と協力を要請。 b. 平成21年度の重点都道府県として、1府6県（大阪府、茨城県、栃木県、岐阜県、山口県、広島県、大分県）に対して重点的に協力を要請。	<平成21年度1府6県の実績>	
			対象利用者数	重点対象者数	地域移行者数 ケアホーム 施設 設 5人 5人 5人
			50人	9人	

- こうした取組を踏まえ、地域移行を予定している施設利用者の出身都道府県、市区町村に対して、随時・個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。

<協力要請の状況>

都道府県	1都1道15県	24回
市区町村	74市6区14町1村	291回
計		315回

(イ) 地域移行の受け皿としてのケアホームの定員増

- 群馬県出身者等を対象として、「おおいし」、「やちよ」、「さくら」の3か所のケアホームを運営していたが、「おおいし」については、今般のグループホーム等の火災を踏まえ、賃貸ではこれ以上の安全対策が難しいことから、既存のバアフリー型グループホームを買い上げ、内部改修工事を行い、重介護型として転居した。転居に伴い「おおいし」の定員を5人から7人としたことで、新たに群馬県出身者2人の地域移行の受け皿を確保することができた。

なお、平成21年度に地域移行した者21人のうち、上記を含む8人がケアホームでの地域生活に移行した。

ケアホーム	定員	現員	男	女	平均障害程度区分
おおいし	7	5	3	2	5.0
やちよ	5	5	2	3	3.8
さくら	4	4	2	2	5.0
計	16	14	7	7	4.6

※平均年齢60.8歳

- ケアホームに入居した、重度高齢者の日中活動の場を確保するため、ケアホームの近隣に生活介護事業所「さんぽみち」を設置し、利用者が毎日の支援メニューを選択して利用できるよう新たな事業を開始した。

ウ 移行者に対する地域生活定着支援

- (ア) 移行直前の健康診断の実施
移行直前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要な場合に備えて、すべての移行者に診療情報提供書を交付した。
- (イ) 地域移行者のフォローアップ
○ 地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者を対象として、①移行先事業所等へ訪問し、本人と面接、②電話等の連絡により、生活の状況を確認した。
- 今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としたアンケート調査を実施した。(18事業所等、32人)

<フォローアップの状況>

地域移行した者(累計)	89人
移行自治体数(都道府県)	30
男女別	男48 女41

回数	人数
0回	3人
2~4	41
5~9	21
10~	24
計	89人

※回数0回は2人が死亡、1人がH22.3.31に移行した為

方法	延べ回数(延べ人数)
来所	10回(10人)
訪問	78(43人)
手紙	7(2人)
電話	592(86人)
計	687回(141人)

	<p>② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実績等を踏まえ、他の知的障害関係施設等に対して、重度かつ高齢の知的障害者の地域移行に向けた支援モデルの情報提供を行う。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成 本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整など、地域移行にきめ細かく丁寧に対応した事例を取りまとめ、地域移行を進める上で重要な関係者の協力・調整に対する取組・心構えに関するマニュアルを作成する。</p>	<p>③ 地域移行モデルの作成 のぞみの園で取り組んでいる地域移行支援の様々な取り組みだけでなく、より一般化した地域移行プロセスを明確化するために、21年度は、入所施設から地域生活への移行に積極的に取り組んでいる複数の民間事業者に対し聞き取り調査を行い、その支援方法やその効果や方法について調査・研究の報告書としてまとめた。</p>				
評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定			
【評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援】		<p>地域移行先を確保するため、平成21年度については重点都道府県として1府6県の自治体に協力要請を行い、移行先の事業所を開拓した結果、想定以上の8人の地域移行が実現した。また、来年度以降の受け入れを承諾した事業所を5か所確保でき、計画以上の成果を上げた。更に、既存の高齢者対象のバリアフリー型グループホームを買い上げ、内部改修工事を行い、転居することにより、介護の割合が高くなても地域移行が円滑に行われるよう環境を整えた。</p> <p>就労が困難な重度・高齢な入居者の日中活動の場を確保するため、ケアホームの近隣に生活介護事業所を立ち上げ毎日支援メニューを選択して利用できる事業を行い、在宅障害者も含めて地域生活定着支援に積極的に取り組んだ。</p> <p>また、地域移行者へのアフタフォローを行う一方、事業所・本人へのアンケートを実施して、個々の支援に対する協力体制を強化した。</p>		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)			
[評価の視点] ・施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。		<p>実績：○</p> <p><①について></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省や関係団体が開催する全国規模の会議において、地域移行に関する資料等を提供し、協力を求める要請を行った。また、全国会議の際に実施した個別説明会においては、平成21年度に特に重点的に調整等を行う自治体として、東京都ほか6県の担当者と直接協議を行った。 <p>(業務実績「イ移行先の確保」P19～21参照)</p> <p><②について></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の受入先となる関係自治体や施設・事業所と連携を密にして、地域移行を予定する者に最も適した個別支援計画を作成した。例えば、のぞみの園が運営するケアホームでは、近隣の生活介護事業所の利用の他に、介護保険を活用したデイサービスの利用、地域での障害福祉サービスの移動支援・行動援護等を利用して、地域生活での充実を図った。また、地域移行後のフォローアップとして、地域移行した者の移行後の様子の聞き取りや本人からの相談等、地域移行後のアフターケアに努めた。 利用者の高齢化により、医療情報は安心した地域での生活に不可欠であり、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。 <p>(業務実績「ウ移行者に対する地域生活の定着支援」P20参照)</p>					
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績				
(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。	(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築するとともに、他の知的障害関係施設等に対して情報提供を行う。	(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援 ① 福祉と医療の連携によるサービスの提供 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対して、自立した生活が可能となるよう、診療所機能を有効に活用し福祉と医療の連携による効果的なサービスを提供する。	<p>(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援</p> <p>① 福祉と医療の連携によるサービス</p> <p>○ 自閉症及び行動障害に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を「参事」(謝金対応)として平成20年度に引き続き委嘱し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を受けた。</p> <p>また、平成21年9月から平成22年3月までの間、職員7人を選抜して「自閉症支援者育成プロジェクトチーム」を設置し、参事の指導の下で自閉症や行動障害への適切な支援が提供できる職員の育成を図った。</p>				

		<p>なお、実施にあたっては、外部から行動障害等の専門家を平成20年度から引き続き招へいし、専門的な指導・助言を受ける。</p> <p>② 新規受入の継続 平成20年度から開始した行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の有期限の受入れを継続し、施設入所支援、自立訓練等の日中活動支援を提供する。</p> <p>③ 日中活動支援の充実 提供する日中活動について、個々の障害の特性、能力等に応じて効果的なサービス内容とするため、平成21年度において施設外の生活介護事業を新たに実施するなど、日中活動のメニューの充実を図る。</p> <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対して、再犯を防止し地域での自立生活に向けて、有期限の受入を継続し、自立に向けた支援を提供する。 また、これらの実践等を通じて、刑務所出所後の受皿となる福祉施設における効果的な支援プログラムの開発等の検討を行う。</p>	<p>なお、支援に当たっては、診療所の精神科医、臨床心理士等と連携して、自閉症、行動障害、言語発達等の心理調査を行うなど、効果的なサービス提供に努めた。</p> <p>② 新規受入の継続 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入については、20年度の2人に引き続き、21年度は3人を受け入れた。これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援、就労移行支援を提供し、効果的な支援に努め、21年度には、3人の対象者が地域生活へ移行した。 また、行動障害等により長期に精神科病院に社会的入院となっていた1人について平成21年度受け入れ生活支援に当たっている。</p> <p>③ 日中活動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年5月から、施設外の生活介護事業所「さんぽみち」を定員20人で開始した。日中活動のメニューの充実を図るべく、有償ボランティア講師による創作的活動や趣味的活動の多彩なメニューを提供し、利用者の選択性の幅を拡大した。 ○ 障害者自立支援法の目指す理念や、施設利用者の高齢化及び重度化等の状況を考慮して、活動支援棟のサテライト（分場）において、多様な活動メニューを提供し、継続的に支援を行った。 ○ 施設利用者の高齢化及び重度化に伴い、サテライト（分場）の利用が増加する中で、平成21年12月から、活動支援課活動支援I係の作業種別の班編成を見直し、効率的な受入ができるようにした。 ○ 就労継続支援事業B型の平成22年10月からの実施に向けて、検討委員会を立ち上げ、検討した。 <p>④ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援</p> <p>ア 担当職員の養成と研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の推進のため、新たに地域支援部支援調査係を設け、平成20年度同様に「社会生活支援センター準備室」の職員が、他の業務との兼務で矯正施設等関係機関、関係団体との連絡調整事務を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ会議 13回開催 ・企画会議 17回開催 ○ 法人全職員が事業の意義と基本的知識を共有するための研修会を3回開催した。 また、刑務所等での知的障害者の状況を調査するため、次の施設を視察した。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>刑務所</td><td>前橋刑務所（群馬県前橋市）</td><td>H21.5.26</td></tr> <tr> <td></td><td>府中刑務所（東京都府中市）</td><td>9.30</td></tr> <tr> <td>更生保護施設</td><td>東京実華道場ステップ押上（東京都墨田区）</td><td>9.28</td></tr> <tr> <td></td><td>虹（長崎県雲仙市）</td><td>H22.1.19</td></tr> <tr> <td>先駆的受入施設</td><td>知的障害者更生施設「かりいほ」（栃木県大田原市）</td><td>H21.6.8</td></tr> </tbody> </table>	刑務所	前橋刑務所（群馬県前橋市）	H21.5.26		府中刑務所（東京都府中市）	9.30	更生保護施設	東京実華道場ステップ押上（東京都墨田区）	9.28		虹（長崎県雲仙市）	H22.1.19	先駆的受入施設	知的障害者更生施設「かりいほ」（栃木県大田原市）	H21.6.8
刑務所	前橋刑務所（群馬県前橋市）	H21.5.26																
	府中刑務所（東京都府中市）	9.30																
更生保護施設	東京実華道場ステップ押上（東京都墨田区）	9.28																
	虹（長崎県雲仙市）	H22.1.19																
先駆的受入施設	知的障害者更生施設「かりいほ」（栃木県大田原市）	H21.6.8																

施設内の生活の場を段階的に設定し、地域生活移行の準備を行った。
 第1段階(生活寮) 本人の性格、信頼関係の構築
 第2段階(施設内地域生活体験ホーム) 自立心の高揚と自分の時間の過ごし方
 第3段階(施設外地域生活体験ホーム) 地域住民との交流、地域の中での生活
 就労することで、地域生活への生き甲斐と所得保障を目指した。
 日中活動として就労移行支援事業に所属して就労を目指した。
 第1段階 体力強化・職業適性検査・就労意欲の高揚
 第2段階 職場見学・実習
 第3段階 トライアル雇用

支援実績

(性別)	IQ	罪名	出身地	退所矯正施設	日中活動	移行後の生活			
						入所期間	場所	生活の場	就労等
A (男)	76	性犯罪	県外	県外少年院	就労移行支援事業	10ヶ月	県外	通勤寮	一般就労
B (男)	52	窃盗(累犯)	県外	県外刑務所	就労移行支援事業	11ヶ月	県内	アパート	一般就労
C (男)	49	窃盗(累犯)	県内	県内刑務所	就労移行支援事業		県内	C・H(予定)	就労継続B(予定)
D (男)	54	窃盗(累犯)	県外	県内刑務所	就労移行支援事業	7ヶ月	県外	C・H	就労継続B
E (男)	52	窃盗(累犯)	県外	県内刑務所	就労移行支援事業		県外	C・H(予定)	就労継続B(予定)

(ウ) 相談支援の実践・講師の派遣

電話・来園・訪問など34件の相談支援を行った他、関係研修会の講師として6回派遣した。

ウ 矯正施設を退所した後の受皿となる福祉施設等における効果的な支援プログラムの開発等の検討

○ 平成21年度障害保健福祉事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）として、先駆的受入れ事業所、関係団体等から委員として、法務省、厚生労働省がオブザーバーとして参加する研究検討委員会を開催し、矯正施設を退所した後に受け入れ福祉施設等での支援プログラムの開発を行い、報告書をとりまとめた。また、報告書は事業所種別毎の普及版を作成し、啓発活動に努めた。更には、矯正施設を退所し地域生活を行う者へのモデル支援を3団体で実施し、成果と課題をとりまとめた。

・事業実施団体 国立のぞみの園 飛山の里福祉会 滋賀県社会福祉事業団

○ 検討結果を基に普及を目的とするセミナーを開催し、全国から法務・福祉関係者が出席した。

・国立のぞみの園福祉セミナー2010
平成22年2月25日～26日（群馬県・高崎市）出席者299人

評価の視点等	自己評価	S	評価項目	評定	
【評価項目9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】	行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援の一環として、新たに平成20年度から開始した「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」の実施体制としてプロジェクトチームの他、所管する支援調査係を設け効率的な運営を行った。その結果、対象者は平成21年度中に5人になり、そのうちの3人が就労に結びつき、地域生活に移行するなど、当初、入所後2年以内の地域移行を想定した中で概ね半分の期間で実現するなど順調に推移した。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)		
[評価の視点] ・重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。	実績：○ ・施設利用者の状態に合わせた施設入所支援を提供するため、平成21年12月1日、第三次寮再編を実施した。特に、高齢化した利用者への支援体制として、高齢者支援グループを拡充し、介護や日中活動の提供等ニーズに基づいた支援の提供を積極的に進めた。 また、支援にあたっては、高齢者支援に経験と知見を持つ専門家を6月				

	<p>より招聘し、支援の実際場面において指導や助言を受けた。 なお、平成20年度より、日中活動メニューの充実を図るとともに、様々な場所で日中活動が受けられるように、活動支援棟のサテライト（分場）を設置してきたところであり、本年度も利用者状況の変化に応じて、引き続いて積極的な活用を図った。 (業務実績「①福祉と医療の連携によるサービス提供」P21参照)</p>		
・行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。	<p>実績:○ ・自閉症及び行動障害等を有する者に対して、生活支援部特別支援寮において支援を行った。 今年度については、12月1日に実施した第三次寮再編において特別支援棟1カ寮を増設し、特別支援グループとして男女の棲み分けによる特別支援体制の拡充を図った。 また、平成21年度も自閉症等に関する高い知見と経験を有する自立支援の専門家を昨年に引き続き委嘱して、支援技術の指導及び助言を受けた。 なお、こうした取り組みの一環として、平成21年度においても、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を引き続き行つた。平成21年度は3人を新たに受け入れ、合計5人の受け入れとなり、そのうちの3人が就労に結びついた。こうした社会生活への適応支援、就労支援を行つたことにより、早期の地域生活への移行を目指し取り組んだ。 更に、平成21年度からは、新たに著しい行動障害を有するがために、精神科病院に入院していた知的障害者1人を受け入れ、自立への支援を通して地域移行を図るための効果的な支援を取り組んだ。 (業務実績「(2) 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援」P21～23参照)</p>		
・全国の知的障害関係施設等の参考となるよう、重度の知的障害者に対する地域移行を図るための支援モデルや、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するサービスモデルの構築に向けて、どのように取り組んでいるか。また、他の知的障害関係施設等への情報提供については、どのように取り組んでいるか。	<p>実績:○ ・高齢の知的障害者で認知症の罹病が原因と考えられる行動障害の予防策として、障害者福祉施設の現場で共通に認知症状のスクリーニングができるツールの翻訳ならびにその信頼性・妥当性の研究を行つた。 ・自閉症支援者育成プロジェクトを中心に、行動障害のある利用者に対する支援の新たな試みを事例報告の形式で議論し、まとめた。この報告集は平成22年度上半期にハンドブック形式の出版を予定している。</p>		
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
2 調査・研究 (1) 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであつて、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。 また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施すること。	2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ等の設定 調査・研究のテーマ等の設定に当たっては、重度知的障害者の地域移行プロセスの確立に関すること、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関すること、及び知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関すること等、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものとなるようにし、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。	2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ ① 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムに関する調査・研究	2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ ① 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究 ○ 平成20年度の調査研究により、行動援護従業者養成研修の企画運営が出来る講師・インストラクターの人材不足が問題提起された。21年度は、この講師・インストラクターの強化・育成を目的とした研修プログラムを開発し、「行動援護従業者養成研修－都道府県インストラクターパワーアップ編－」を実施した。 また、全国の市町村において行動援護支給決定者数が比較的低調であり事業所の実績数も上がっていない現状から、行動援護を積極的に活用している地域を選定し、行政担当者、相談支援事業者ならびに行動援護事業者に対してヒアリングを行い、その活用に寄与する要因を抽出した。更に、利用者に対して行動援護のイメージや利用意向についても調査を行つた。分析の結果、①市町村が確実に対象利用者を把握していること、②地域の相談支援体制の充実と連動すること、③行動援護利用のメリットを事前に実感できる仕組みづくりが必要であることが分かった。 (平成21年度障害保健福祉推進事業：障害者自立支援調査研究プロジェクト) ② 福祉施設の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムに関する調査・研究 ○ 矯正施設退所後の帰住先がなく、地域生活が成り立たないと判断され、これまでに福祉サービス支援を受けたことがない人を、平成20・21年度において合計5人モデル的に受け入れ、実践的な支援プログラムの開発とその研究を行つた。支援プログラムとしては、障害者ケアマネジメントの手法を活用した個別支援計画モデルを採用了。 知的障害者と犯罪の特徴を3つの視点から整理し、1)アセスメント、2)チェックシート作成、3)プランニング、4)支援の実施、5)モニタリングのサイクルを循環させ、施設内の生活の場を準備段階とし、地域生活への移行、そして就労による所得保障を目指した支援を提供

		<p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究（5年計画の2年次目）</p> <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究（3年計画の1年次目）</p> <p>⑤ 知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究（2年計画の2年次目）</p> <p>⑥ 地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する調査・研究</p>	<p>してきた。既に、3人が施設から退所し、2人が就労、1人が就労継続支援事業を利用しながら生活している。今後は、より一般的な支援の在り方を目指す意味でも、職員への研修プログラムの開発が重要であることが分かった。 (平成21年度障害保健福祉推進事業：障害者自立支援調査研究プロジェクト)</p> <p>③ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域移行プロセスの一般化を図るために、地域移行に取り組んでいる民間事業者に聞き取り調査を行った。そして入所施設支援、地域移行支援、地域生活支援の一連の地域移行プロセスにおける支援項目の検討を行った。その結果、それぞれの時期に共通する課題として人間関係があげられた。また、入所施設では機能訓練や健康維持といったADLに着目した支援が、地域移行では体験支援や情報提供といった支援が、地域生活では生活全般に関する様々な支援がそれぞれ行われていることがわかった。また、入所施設では利用者本人に着目し、他の2つのプロセスでは利用者本人への働きかけと同時に環境に対する調整支援が行われている。今後さらなる調査の蓄積を通じて、地域移行支援の役割と方法についてプロセスの確立が必要とされることが分かった。 <p>④ 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行動障害について、今年度はまず高齢等による知的障害者の認知症に類似した症状に関する研究を行った。これは海外の知的障害のある人の認知症スクリーニングスケールを翻訳し、そのスケールの妥当性と信頼性のチェックを行った。調査数が限定されること、一部項目の設問表現の修正といった課題が残るもの、実践現場の応用が可能なスケールとなる展望が持てた。認知症だけでなく、併存する多様な精神科症状との関係性も今後の研究が必要であることが分かった。 <p>⑤ 知的障害者の健康管理・医療と福祉の連携に関する調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者に対する医療受診サポートツールへのニーズは全国に存在すると考えられるが、その実態は明らかにされていない。本調査研究ではこの医療受診サポートツールの全国における作成状況を明らかにし、その作成背景、現状、今後の課題を明らかにすることとした。その結果、医療受診サポートツールの作成に際しては、医療のみに対応したものと生活全般に対応したものが見られ、双方とも関係団体が提案をして作成されるという背景が見られた。今後については、現状維持を基本としつつ必要に応じて見直しを行う状況が見られた。また、先駆的に取り組んでいる市川市では、医師会と親の会が互いに問題意識を持ち連携をしていることがわかった。これから、医療受診サポートツールは、その普及において医療受診者側と医療提供者側と連携をとりつつ、相互理解のもとに普及啓発を図ることが必要であることが分かった。 <p>⑥ 地域で生活する高齢知的障害者のサービス利用に関する調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 65歳以上の高齢知的障害者に対する、介護保険サービスの利用についての実態は十分把握されていない。そこで、3地域、合計8人の高齢知的障害者のサービス利用実態を把握し、市町村担当職員、相談支援専門員にインタビューすることで探査的研究を行った。介護保険サービスに移行した事例、介護保険サービスを利用しない事例、そして障害と介護両方のサービスを併用している事例が存在している。しかし、利用決定を行った経過は、周囲のサービス事業者の状況、サービス利用の本人のニーズ、障害の状況等から個別に決定されたものであった。また、同様な高齢知的障害者の事例を想定した議論は、まだ各地域では行われていなかった。今後、高齢知的障害者が増えると予測されることからも、サービス利用の決定過程に関して、社会的に大きな課題になると推測される結果であった。 <p>⑦ その他の実践的な調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所施設から地域生活への移行により知的障害者に及ぼす影響：入所施設から地域生活に移行した人の適応行動とQOL（生活の質）の変化の比較を調査した。結果は、QOLについて一様に改善が見られ、適応行動については多様な結果が見られた。生活環境が知的障害者に与える影響について、より多角的な視点からの調査や分析が必要であることが分かった。 ○ 重介護を必要とする知的障害者の地域生活支援について：地域生活体験ホームの事例から、重介護者が地域生活をしていくために必要なポイントを検討・考察した。結果として、個人に特化した支援に注目すること、アセスメント力が重要であることなど、5つの実践上のポイントが明らかになった。 ○ 高齢知的障害者の摂食・嚥下障害に関する研究：摂食・嚥下の基礎知識は、高齢の知的障害者の介護には欠かせないものである。平成21年度は実践研究の第一段階として、知的障害者施設職員が身につけておくべき、「摂食・嚥下の問題とは」、「介護上のポイント」等をまとめたガイドブックを作成し、出版物として関係機関に配布した。 ○ 広汎性発達障害における併存精神障害に関する研究：診療所に受診した新規患者の中に広汎性発達障害と診断される人が約3分の2おり、そのうち、知的障害のある群は行動上の問題を、知的障害のない高機能群は大うつ病性障害の基準を満たすものが多い。認知機能と対人ストレス等、今後調査・研究すべき課題が明確になった。
--	--	--	--

	<p>(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p> <p>① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の広報媒体を一層活用して、情報発信に努めること。</p> <p>② 講演会等の開催 知的障害関係業務に従事する職員等を対象とした講演会等を開催し、主要な調査・研究の成果の紹介を行うこと。</p> <p>③ 各種研究会等を活用した普及 全国的な各種研究会、学会等への出席の機会を捉えて、調査・研究成果の紹介・普及に努めること。</p>	<p>(2) 調査・研究の実施体制等 ① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と連携・協力して実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制の確保に努めることとする。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等 ① 実施体制 ア 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>イ 計画的かつ効率的に調査・研究を実施するため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を定期的に開催し、国立のぞみの園研究会議における決定事項を踏まえ、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>② 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者や関係機関、関係団体等との連携・協力により実施することが効果的な場合には、適切な連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募って実施することも検討する。</p>		
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
<p>【評価項目10 調査・研究のテーマ、実施体制等】</p> <p>[数値目標] ・外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>・調査・研究を6テーマ以上を実施する。</p>	<p>調査・研究のテーマに関しては、のぞみの園研究会議や調査・研究調整会議において、その内容に関する審議・評価を行った。また、計画的かつ効率的な実施へ向け、テーマ毎に診療所、生活支援部、活動支援部、地域支援部と共同で調査・研究を行うと同時に外部の研究者を積極的に活用した。全国の障害福祉の現場に密接に関係する11の研究テーマについて、その成果を紀要としてまとめ、関係者に配布した。</p> <p>・外部研究会議委員として新たに1名の有識者を加え、年間2回「国立のぞみの園研究会議」を開催した。また、会議において、調査・研究テーマならびにその結果についての指導・助言を受けただけでなく、外部研究会議委員にのぞみの園において、直接助言・指導を受ける場を設定した。 (業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P26参照)</p> <p>・計画していた調査・研究テーマすべて実施し、その結果を報告書としてまとめた。 ・平成21年度計画以外にも重度知的障害者及び高齢知的障害者の実践的な課題に注目した研究等についても5テーマを取り上げ、調査・研究を行った。 (業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P24～25参照)</p>	<p>(評価は、評定記入用紙に記入ください。)</p>		

<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画していた調査・研究テーマは、重度知的障害者及び高齢知的障害者の生活支援に密接に関わるものが中心であり、その他、地域生活への移行が困難とされている罪を犯した知的障害者の移行支援のあり方に注目したものである。 <p>(業務実績「(1) 調査・研究のテーマ」P 24～25参照)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。 <p>また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間4回の調査・研究調整会議を開催し、研究テーマの妥当性や進行管理、さらに成果の検証を行っている。また、各研究テーマについては、外部研究協力者、協力団体、のぞみの園生活支援部、活動支援部、地域支援部、診療所との連携を図り実施した。 <p>(業務実績「(2) 調査・研究の実施体制等」P 26参照)</p>		
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 21 年 度 計 画	平 成 21 年 度 の 業 務 の 実 績
	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用</p> <p>研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページに分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。</p> <p>また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用</p> <p>ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要（研究報告書）を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p> <p>イ 社会福祉学会や関係団体等の学会誌、機関誌への調査・研究論文の掲載を図る。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用</p> <p>ア 研究紀要の発行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度第2号研究紀要を平成21年11月に発行（600部）、平成21年度第3号は、平成22年度第1四半期発行に向けて取りまとめを行った。 ○ 行動援護の全国的な普及を目的としたパンフレットを作成し、関係団体への配布とともに、ホームページへ掲載し、パンフレットが簡単にダウンロードできるようにした。 <p>イ 関係団体の学会誌等への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本社会福祉学会等大会の会議資料に当法人の調査・研究の要旨を掲載した。 ・第44回日本発達障害学会（平成21年8月1日～2日） <1テーマ> 知的障害者の医療受診サポートに関する研究 一受診サポートメモリーの利用に焦点を当てて ・第57回日本社会福祉学会（平成21年10月10日～12日） <5テーマ> ① 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と標準化を図るために効果的な実施と課題整理に関する調査・研究(1) ② 罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査研究 ③ 地域生活移行アセスメントの作成とその検討に関する研究（地域移行アセスメントの作成） ④ 地域生活移行アセスメントの作成とその検討に関する研究（地域移行アセスメントの検討） ⑤ 知的障害者の地域移行支援の過程に関する研究－本人、保護者、社会資源への取り組みに焦点を当てて－ <2テーマ> ① 重介護を必要とする知的障害者の地域生活支援について：地域生活体験ホームにおける事例からの検討 ② 重度知的障害者における摂食・嚥下について：摂食・嚥下リハビリテーションの実際 <1テーマ> ・第32回群馬県知的障害者福祉協会研究発表会（平成22年2月4日） <1テーマ> 当法人における高齢知的障害者の摂食・嚥下に関する実態調査

	<p>② 研修会、講演会等における発表 国立のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第15回日本摂食・嚥下リハビリテーション学会学術大会（平成21年8月28日～29日） <ul style="list-style-type: none"> <1テーマ> 再発するイレウスで胃瘻に移行後経口接種の併用可能になった一症例 • 第73回日本心理学会（平成21年8月26日～28日） <ul style="list-style-type: none"> <1テーマ> 発達障害の認知的特徴について：障害医療チームによる地域生活支援 • 第2回群馬県知的障害者（児）摂食・嚥下研究会（平成21年7月25日） <ul style="list-style-type: none"> <1テーマ> 脳出血後摂食・嚥下リハビリにより経口摂取まで回復した一症例 • NPO法人シーティングシンポジューム主催：理学療法士学会発表（平成21年11月21日） <ul style="list-style-type: none"> <1テーマ> 重度知的障害者施設における褥瘡対策について：施設概要と活動内容の紹介 <p>② 研修会、講演会等における発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。 イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。 <p>② 研修会、講演会等における発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当法人主催のセミナーにおける発表 当法人が主催する福祉セミナー(罪を犯した知的障害者の地域生活支援に向けて)において、調査・研究の成果を発表した。 イ 関係団体等の講演会等における発表 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元群馬県関係団体等からの依頼を受け、講演会等において、これまでの調査・研究の成果等とともに発表した。 <p>(ア) 講演会（講演回数 計34回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 罪を犯した知的障害者への支援関係（講演回数 6回） <ul style="list-style-type: none"> <主な講演テーマ> <ul style="list-style-type: none"> ・「罪を犯した障がい者の地域生活について」 (平成21年4月25日 主催：長岡市社会福祉センター) ・「罪を犯した障がいのある方の地域支援について」 (平成21年7月11日 主催：社会福祉法人ほっと福祉記念会、地域支援センターふっとわーく他) ・「罪を犯した知的障害者の社会復帰について」 (平成21年10月6日 主催：東京矯正管区管内篤志面接委員協議会) ② 障害者自立支援法関係（講演回数 4回） <ul style="list-style-type: none"> <主な講演テーマ> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援と支援計画について」 (平成21年6月20日 主催：旭川知的障がい施設連絡会) ・「本人の思いに寄り添い、ニーズを実現するために～本人主体の個別支援計画の実現～」 (平成21年8月6日 主催：群馬県知的障害者福祉協会) ③ 発達障害、特別支援教育等関係（講演回数 16回） <ul style="list-style-type: none"> <主な講演テーマ> <ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害のある生徒への対応」 (平成21年8月3日 主催：群馬県立太田高等養護学校) ・「発達障害の理解と支援」 (平成21年8月25日 主催：群馬県教育委員会) ・「発達障害のある子どもたちの理解と援助」 (平成22年1月6日 主催：前橋市教育委員会) ④ その他医療保健福祉関係（講演回数 8回） <ul style="list-style-type: none"> <主な講演テーマ> <ul style="list-style-type: none"> ・「知的障害を持つ方の健康管理について」 (平成21年12月11日 主催：宮城県リハビリテーション支援センター) ・「親となる過程における妊娠期からの支援～子どもの発達の視点から～」 (平成22年3月23日 主催：群馬県立県民健康科学大学) <p>(イ) 研究会（発表回数 11回）</p> <p>日本社会福祉学会等への大会に参加し、研究テーマ（再掲）を発表した。</p>
--	--	---

			<p><研究発表テーマ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「脳出血後摂食・嚥下リハビリにより経口摂取まで回復した1症例」 (平成21年7月25日 群馬県知的障害者(児)摂食・嚥下研究会) ・「知的障害者の医療受診サポートに関する研究ー受診サポートメモリーの利用に焦点を当ててー」 (平成21年8月1日、2日 日本発達障害学会研究大会) ・「発達障害の認知的特徴についてー障害医療チームによる地域生活支援ー」 (平成21年8月26日～28日 日本心理学会) ・「地域生活移行アセスメントの作成とその検討に関する研究Ⅰ」 (平成21年10月10日、11日 日本社会福祉学会) ・「地域生活移行アセスメントの作成とその検討に関する研究Ⅱ」 (平成21年10月10日、11日 日本社会福祉学会) ・「知的障害者の地域移行支援の過程に関する研究ー本人、保護者、社会資源への取り組みに焦点を当ててー」 (平成21年10月10日、11日 日本社会福祉学会) ・「矯正施設を退所した知的障害者の地域生活支援に関する研究ー地域生活における自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能ー」 (平成21年10月10日、11日 日本社会福祉学会) ・「行動援護従業者養成研修プログラムの普及と行動援護サービスの標準化に関する研究Ⅰー行動援護従業者養成研修中央セミナー<地方版>の開催による行動援護普及への取り組みー」 (平成21年10月10日、11日 日本社会福祉学会) ・「再発するイレウスで胃瘻に移行後、経口摂取の併用可能になった一症例」 (平成21年10月31日、11月1日 日本障害者歯科学会) ・「重度知的障害者施設における褥瘡対策についてー施設概要と活動内容の紹介ー」 (平成21年11月21日 NPO法人シーテイングシンポジューム) ・「重介護を必要とする知的障害者の地域生活支援についてー地域生活体験ホームにおける事例からの検討ー」 (平成22年2月4日 群馬県知的障害者福祉協会研究発表会) 		
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定	
【評価項目11 成果の積極的な普及・活用】	調査・研究の成果については、研究紀要第2号の発行と学会等においての積極的に発表を行った。 また、行動援護の研究については、事業の普及啓発を目的としたパンフレットを発行し、広く関係団体に配布した。その研究結果の成果として、のぞみの園が主催した行動援護従業者養成研修においては、平成21年度は募集定員を上回る438人が全国から受講した。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)		
[数値目標] ・研究紀要を年間1回以上発行する。	・平成21年11月には、平成20年度研究成果を紀要第2号にまとめ発行した。平成21年度研究については、紀要第3号として平成22年度第1四半期発行へ向けて準備を進めた。 (業務実績「①広報媒体の活用」P27～28参照)				
・調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要（研究報告書）を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。	・研究テーマ①②については、ホームページに結果の概要を掲載した。また、①行動援護については、全国の利用者・従業者向けのパンフレットを作成し配布、さらにホームページで閲覧できるように掲載した。また、研究の要旨についてニュースレターに掲載した。 (業務実績「①広報媒体の活用」P27～28参照)				
[評価の視点] ・調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。	実績：○ ・平成21年度も調査・研究のテーマとして、行動援護や罪を犯した知的障害者の地域移行など、知的障害者の地域生活支援に密接に関わる課題を選択し、研究を実施した。また、研究成果については各種学会や福祉団体等の研究発表会で報告したほか、行動援護サービスに関するパンフレット作成、知的障害者の健康管理・医療のテーマから生まれた摂食・嚥下の指導についてリーフレットを発行した。 (業務実績「(3)成果の積極的な普及・活用」P27～28参照)				
・調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。	実績：○ ・調査・研究の成果に対しては、外部の有識者からなる国立のぞみの園研究会議において、意見等を伺う仕組みを設けている。罪を犯した障害者の地域移行の研究等の実践的な研究について、外部の有識者から高評価を得た。				

		また、調査・研究の成果については、広報媒体物を利用した発表を中心に行っており、これを統計的に把握していないが、例えば、当法人が主催する研究会等において発表する方法で行った場合には、アンケートによる内容の満足度・理解度を調査しており、概ね8割以上が好評との評価を得ている。 (業務実績「②研修会、講演会等における発表」P27参照)	
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 また、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。	3 養成・研修 次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定し、全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修を行うとともに、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。 (1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して研修会等を開催する。 また、国立のぞみの園のフィールドを活用した大学・専門学校の学生等の実習生の受け入れについては、実習の目的に沿った実習プログラムを作成することとし、計画的かつ効果的な実習を提供する。 なお、こうした研修会等の場において、調査・研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。	3 養成・研修 (1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 全国の中的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、国立のぞみの園が主催により、次のセミナーを実施する。 a 行動援護従業者養成中央セミナーを実施する。 b 福祉セミナーについて、国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、平成21年度中に2回実施する。 なお、このうち1回は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関するセミナーとする。	3 養成・研修 (1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの実施 ア 当法人主催のセミナーの実施 全国の中的障害関係施設、事業所等の職員を対象として、当法人が主催し、次のセミナーを実施した。 ○ 行動援護従業者養成研修中央セミナー a 平成18年度から取り組んでいる行動援護従業者養成研修中央セミナーでは、その目的を地方における行動援護の普及と従業者の養成を図るため、中央セミナーと同質の行動援護従業者養成研修を実施出来る体制を確保するための講師・インストラクターの強化・育成として「行動援護従業者養成研修ー都道府県インストラクターパワーアップ編ー」を開催した。 なお、「同インストラクターパワーアップ編」のプログラムについては、平成21年度に新規開発したもので実施した。平成21年度に全国3か所で実施した行動援護従業者養成研修中央セミナーでは、インストラクターパワーアップ編の受講者が中心となって開催した。 また、セミナーの開催にあたっては、厚生労働省の専門官をオブザーバーに迎え、学識経験者や先駆的に取り組む民間事業者等をメンバーとする検討会を18回開催し、開催地の選定やプログラムの検討等を行った。 開催地、開催日、受講者数(初日の受講者を含む)及び修了者数は次のとおり。 ・行動援護従業者養成研修ー都道府県インストラクターパワーアップ編ー 平成21年9月30日～10月1日 於:東京都江東区(TOC有明) 受講者 101人 ・行動援護養成研修従業者中央セミナー 第1回 平成21年12月14日～16日 於:京都府京都市(京都テルサ) 受講者 81人 うち修了者75人 第2回 平成22年1月18日～20日 於:福岡県福岡市(エルガーラホール) 受講者 147人 うち修了者134人 第3回 平成22年3月2日～4日 於:宮城県仙台市(仙台市青年文化センター) 受講者 109人 うち修了者97人 b 福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等への地域生活支援に関するセミナー ○ 矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)等の再犯を防ぎ、地域生活移行を推進するため、地域の取組の必要性等を周知するとともに、全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、この事業に取り組み、又はこれから取り組もうとする行政関係者、福祉施設等の職員の知識と支援技術等の向上を目的としたセミナーを開催した。 福祉関係者等のこのテーマへの関心は高く、34都道府県から299人の参加があり、そのうち70人が法務関係者からの参加だった。 ○ 発達障害児(者)に関するセミナー 発達障害のある児童・児童および成人が抱えている問題について、ライフステージ

に基づいた支援のあり方と福祉・教育・医療の現場が連携して支援することの重要性を主旨としてセミナーを開催し、全国22都府県から多数の参加を得た。

・福祉セミナーの開催状況

第1回「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて」
平成22年2月25日～26日 於：高崎シティーギャラリーコアホール
受講者：299人（法務関係者70人）

第2回「発達障害～ライフステージに基づいた支援と理解～」

平成22年3月12日～13日 於：ホテルメトロポリタン高崎
受講者：212人

c 障害医療セミナー

第1回「発達障害の理解と支援」講師：当診療所長 有賀道生
平成21年6月24日 文化センター
受講者195名（役職員101人・地域94人）

第2回「認知症の理解と支援」講師：認知症ケア研究所 代表理事 六角僚子
平成22年3月18日 文化センター
受講者125名（役職員89人・地域36人）

イ 群馬県からの受託による養成・研修事業の実施

群馬県から次の養成・研修事業の委託を受けて実施した。

・群馬県行動援助護従業者養成研修実施事業

平成22年2月17日～19日 受講者30人

・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業

平成22年1月13日 受講者41人
1月29日 受講者38人

② 実習生の受入

ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成20年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。

なお、平成21年度においては、実習プログラムを実践する中で、資格取得の養成学校等と連携・協力して、プログラムの検証を行い、必要に応じて、平成22年度に向けた改訂の検討を行う。

イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。

② 実習生の受入

ア 実習プログラムの開発

昨年度、日本社会事業大学との共同研究として「実習施設と共同による新カリキュラムに對応した相談援助実習プログラム」を作成した内容について、養成学校等と連携・協力して、検証した。実習においては、当法人が総合施設として有する資源を活用し、開発した実習プログラム及びプログラム・マニュアルを用いて、事例研究デザインの手法を援用して、実習前、中、後の設問ごとの評価の時系列比較を実施するなどし、実習プログラムを策定し、検証した。

更に、養成校で開催した実習報告会に訪問し、他の施設で実習した学生に対しても「国立のぞみの園相談援助実習計画書」として紹介した。

また、5月から10月の間においては、感染症予防対策のため実習生の受入を中止した。

イ 資格取得等のための実習受入

保育士等の各種養成機関の実習場所として、実習生の受け入れを行った。

また、これ以外に課外授業のための1日実習として、次の受け入れを行った。

〈各種養成機関からの実習の受入〉

・相談援助実習の受入	大学・専門学校等	12校	25人
・保育実習の受入	大学・短大等	29校	153人
・専門学校臨地実習		2校	132人
・訪問介護員養成		2校	55人
・群馬県受託養成研修			79人
・教員養成課程		2校	11人
・医学生早期体験等		2校	9人
・その他(民間団体等)		1校	39人
	計	50校	503人

			<課外授業のための1日実習の受入> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">・国立秩父学園附属保護指導職員養成所</td><td style="width: 10%;">1所</td><td style="width: 20%;">14人</td></tr> <tr> <td>・群馬県警察学校</td><td>1校</td><td>14人</td></tr> <tr> <td>・大学、短期大学</td><td>6校</td><td>277人</td></tr> <tr> <td>・専門学校</td><td>4校</td><td>32人</td></tr> <tr> <td>・中、高等学校</td><td>6校</td><td>65人</td></tr> <tr> <td></td><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="border-top: 1px solid black;">18校 402人</td></tr> </table>	・国立秩父学園附属保護指導職員養成所	1所	14人	・群馬県警察学校	1校	14人	・大学、短期大学	6校	277人	・専門学校	4校	32人	・中、高等学校	6校	65人		計	18校 402人
・国立秩父学園附属保護指導職員養成所	1所	14人																			
・群馬県警察学校	1校	14人																			
・大学、短期大学	6校	277人																			
・専門学校	4校	32人																			
・中、高等学校	6校	65人																			
	計	18校 402人																			
		<p>(2) ボランティアの養成 国立のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアメニューの整備 平成20年度に整備したボランティアメニューのプログラムに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。</p> <p>② ボランティアメニューの周知 施設紹介ビデオを活用して、国立のぞみの園の活動の周知を図るとともに、ホームページやニュースレター等にボランティアメニューを掲載する。 また、ボランティア団体等に対して、利用に関する働きかけを行う。</p>	<p>(2) ボランティアの養成 ① ボランティアメニューの整備等 昨年度末に整備したメニューに沿って、当施設のフィールドを活かした多様なボランティアを受け入れた。定期的な活動をしているグループには、年度当初に話し合いの機会を設けた。 また、8月11日～12日に開催した「高校生ボランティア講座2009」では、高崎市内の5校の高等学校から30人の生徒を受入れ、利用者とのふれ合い、福祉機器の体験、作業体験等を通して、障害者支援について理解を深め、次世代の養成を図った。</p> <p>② ボランティアメニューの周知 ボランティアの積極的な受入や養成を行うために、高崎市広報やホームページに当法人のボランティアメニューを掲載し、随時受け付けた。また、「盆踊り」や「第7回のぞみふれあいフェスティバル」等のイベントではその都度受け付けた。 この結果、ボランティアの受入は、感染症予防対策により受入を一時的に行っていなかったため、平成20年度より284人少ない延べ694人となった。</p>																	
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定																	
【評価項目12 養成・研修、ボランティアの養成】	<p>平成21年度は、国の直近の政策課題や社会的ニーズを踏まえ、実効性の高いセミナーを開催し、多くの参加者を得ることが出来た。このうち、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に関するセミナーについては、多数の法務関係者を集めた。発達障害者の支援に関するセミナーについては、医療、教育関係者を集めた。両セミナーでは、他領域の関係者との連携を重視し、その目的を果たすことが出来た。</p> <p>また行動援護に関するセミナーについては、全国3か所(宮城県、京都府、福岡県)で実施した。今年度は、3か所での開催の他に、地方セミナーでの講師・インストラクターの質の向上を目指した「行動援護従業者養成研修一都道府県インストラクターパワーアップ編一」を東京で開催した。</p>			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)																	
[数値目標] ・厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。	<p>・平成21年度においては、行動援護従業者養成研修中央セミナー及び福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に関するセミナーをそれぞれ実施した。なお、行動援護従業者養成研修中央セミナーについては、全国3か所(宮城県、京都府、福岡県)で開催し、さらに地方セミナーでの講師・インストラクターの強化・育成を目的として「行動援護従業者養成研修インストラクターパワーアップ研修」を東京都において1回開催した。</p> <p>また、福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の支援に関するセミナーについては、1回実施した。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの実施」P30～31参照)</p>																				
・国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。	<p>・福祉セミナーについては、社会的な課題となっている「発達障害の理解と支援」と「福祉サービスを必要とする知的障害者の支援」の2つのテーマを取り上げ、合わせて2回実施した。</p> <p>特に「福祉サービスを必要とする知的障害者の支援」をテーマとしたセミナーには、法務関係者を70人集めた。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの実施」P30～31参照)</p>																				
・最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成21年度に2回実施する。	<p>・障害医療セミナーに関しては、知的障害者施設での支援課題となっている「発達障害」と「認知症」をテーマに公開セミナーとして2回実施した。</p> <p>(業務実績「①研修会、セミナーの実施」P30～31参照)</p>																				
[評価の視点] ・養成・研修の実施状況はどうか。	実績：○ ・平成21年度においては、全国の知的障害者関係施設職員等を対象として、																				

・国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。	行動障害、発達障害への対応、高齢知的障害者への対応等や国の政策課題となっている福祉の支援を必要とする知的障害者への支援をテーマに実施し、約1200人の参加を得ることが出来た。 (業務実績「①研修会、セミナーの実施」P30~31参照) 実績:○ ・知的障害者関係施設において適切なサービスを実施するために、支援課題としてクローズアップされている「発達障害」、「認知症」を取り上げ、好評を得た。 また、福祉のサービスを必要とする矯正施設を退所した知的障害者への支援をテーマとしたセミナーでは、全国各地に設置された地域定着支援センター職員のほか、刑務所等の法務省関係者が多数参加し、今後の制度政策、事業展開について大きく貢献することが出来た。 (業務実績「①研修会、セミナーの実施」P30~31参照)		
・大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。	実績:○ ・昨年度、実習施設である法人と教育機関が連携して作成した実習プログラムについて、教育機関・学生・法人の三者で協力し、アンケート調査による効果測定を行った。 (業務実績「②実習生の受入」P31参照)		
・ボランティアの養成の取組状況はどうか。	実績: ・ボランティアの受入を進めるため、施設紹介ビデオやボランティアを促すためにホームページにメニューを掲載し、一層の拡大に向けて取り組んだ。 (業務実績「(2) ボランティアの養成」P32参照)		
中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績
4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービスの支援技術等、国立のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとすること。 また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。	4 援助・助言 援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、国立のぞみの園における地域移行の取組や障害者自立支援法に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関する事等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。	4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、周知を図り、利用拡大に努める。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言、及び情報提供を行う。 なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。	4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ニュースレター(年に4回発行)にて当法人の援助・助言と題し、援助・助言の業務内容や、問い合わせ等について、当法人の援助・助言に係わる役割を広く紹介した。 更に、援助・助言の利用拡大のため、広くニュースレターで「群馬県知的障害者の医療を考える会小冊子」及び「行動援護事業」についての広報記事を掲載した。 また、平成20年度に作成したPR用リーフレットを見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等において、今年度も配布を行った。 これらの広報に務めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる援助・助言のための電話や職員の講師派遣要請等があり、そうした問い合わせ・要請に対応した。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者自立支援法の事業体系への移行準備を進めている知的障害者関係施設の求めに応じて、援助・助言を行った。なかでも個別支援計画に関する問い合わせが43件あり、それぞれの施設等へ個別支援計画作成方法についての情報提供を行った。 平成21年4月から22年3月までの「援助・助言」に相当する障害者施設等からの案件は138件である。 なお、「援助・助言」の要請の概要は、次のとおりである。 平成21年度の件数 ・主な相談者等 障害者支援施設 85件 都道府県 2件 市町村 7件 相談機関 13件 その他 31件 計 138件 ・対応方法 意見交換(視察・見学) 17件 職員を派遣 34件 資料の提供 64件 口頭説明(メール等) 23件 計 138件

		<p>・主な問い合わせ内容</p> <table border="0"> <tr><td>自立支援法に関して</td><td>50件</td></tr> <tr><td>制度（自立支援法以外）に関して</td><td>4件</td></tr> <tr><td>事業運営に関して</td><td>50件</td></tr> <tr><td>支援の方法に関して</td><td>26件</td></tr> <tr><td>健康・医療に関して</td><td>13件</td></tr> <tr><td>講演・講師派遣に関して</td><td>34件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5件</td></tr> <tr><td colspan="2">計 182件</td></tr> </table> <p>(複数の要請、内容に重複があるため)</p> <p>他にも、自治体等から管内の施設等への指導や助言をするため等の目的による来訪や、電話等による援助・助言の求めがあった。</p> <p>また、これ以外に、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業（罪を犯した知的障害者への支援事業）を実施するなかで、関係専門機関、福祉施設等からの援助・助言に類する「相談支援」として34件の対応を行った。</p> <p>ア 「相談支援」の要請者</p> <table border="0"> <tr><td>相談支援センター</td><td>2件</td></tr> <tr><td>刑務所</td><td>6件</td></tr> <tr><td>児童相談所</td><td>6件</td></tr> <tr><td>福祉施設</td><td>6件</td></tr> <tr><td>福祉大学</td><td>1件</td></tr> <tr><td>家族</td><td>3件</td></tr> <tr><td>福祉事務所</td><td>7件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3件</td></tr> <tr><td colspan="2">計 34件</td></tr> </table> <p>イ 主な「相談支援」の内容等</p> <p>矯正施設退所後の支援方法・矯正施設退所後の帰住先の確保 ほか</p>	自立支援法に関して	50件	制度（自立支援法以外）に関して	4件	事業運営に関して	50件	支援の方法に関して	26件	健康・医療に関して	13件	講演・講師派遣に関して	34件	その他	5件	計 182件		相談支援センター	2件	刑務所	6件	児童相談所	6件	福祉施設	6件	福祉大学	1件	家族	3件	福祉事務所	7件	その他	3件	計 34件					
自立支援法に関して	50件																																							
制度（自立支援法以外）に関して	4件																																							
事業運営に関して	50件																																							
支援の方法に関して	26件																																							
健康・医療に関して	13件																																							
講演・講師派遣に関して	34件																																							
その他	5件																																							
計 182件																																								
相談支援センター	2件																																							
刑務所	6件																																							
児童相談所	6件																																							
福祉施設	6件																																							
福祉大学	1件																																							
家族	3件																																							
福祉事務所	7件																																							
その他	3件																																							
計 34件																																								
評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定																																				
【評価項目13 拠助・助言】	援助・助言について、高崎市からの相談支援に係る事業を受託し、相談支援センターの活用等積極的に取り組んだ結果、実施件数が平成20年度の実績(91件)を大幅に上回る実績(138件)であった。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)																																					
[評価の視点]	実績：○ ・平成21年度の援助・助言の実施件数は138件（うち障害者支援施設85件）となった。 なお、上記に含まれていないが、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」の一環として行った援助・助言に類する「相談件数」が34件あった。 (業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」P33～34参照)																																							
・障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。	実績：○ ・援助・助言の提供に当たっては、新体系に移行する際の取り組みや移行後の状況等の意見交換を行ったほか、職員を派遣するなど、援助・助言の要請者の希望に沿った効果的な方法を選択して実施した。 (業務実績「(2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供」P33～34参照)																																							
・援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。	実績：○ ・援助・助言の拡大を図るために、国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法や、どのような援助・助言があったかについての紹介をニュースレター（年4回発行）に掲載するとともに、PR用リーフレットを見学者や研修などで配布するなど広報活動の充実を図った。 (業務実績「(1) 援助・助言の利用拡大」P33参照)																																							

中 期 目 標 (第2期)	中 期 計 画 (第2期)	平 成 2 1 年 度 計 画	平 成 2 1 年 度 の 業 務 の 実 績																																											
5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。 (1) 診療所について、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者等に対しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に努める。	5 その他の業務 (1) 診療所について ① 適切な医療の提供 ア 診療所は、施設利用者のかかりつけ医として、施設利用者の高齢化等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。 a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的に実施する。 b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。 c 施設利用者全員(禁忌を除く)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。 イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。	5 その他の業務 (1) 診療所について ① 施設利用者に対する適切な医療の提供 ア かかりつけ医としての対応 ○ 医療的ケア(痰吸引や胃ろう等)を必要とする者のために、日々、寮に看護師が訪問し、処置を行った。 ○ 診療件数:平成21年度 21, 935件 (対前年度+2, 271件 + 11. 5%) <外来患者数> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医科</td> <td>16,913</td> <td>2,479</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19,412件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>2,367</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,523件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,280</td> <td>2,655</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21,935件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者</th> <th>一般</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床</td> <td>460</td> <td>1,401</td> </tr> <tr> <td>心理</td> <td>1,861件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能訓練</td> <td>(727)</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,807</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,807件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注) 機能訓練科の上段()書きは、保険診療分(医科の内数)である。(※算定日数上限を超えるリハビリについては、保険請求は不可となるため。) 平成21年度診療収入 102百万円 (対前年度+13百万円 + 14. 6%) <入院患者数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延べ</th> <th>4,297人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均</td> <td>11.8人</td> </tr> </tbody> </table> ○ 知的障害者の摂食・嚥下については、当法人内にプロジェクトチームを立ち上げ、専門家による摂食嚥下の対応方法等に関する指導や研究発表を行い、それを業務に活用した。 <研究テーマ> 再発するイレウスで胃瘻に移行後経口接種の併用可能になった一症例 脳出血後摂食・嚥下リハビリにより経口摂取まで回復した一症例 摂食・嚥下障害に係る患者数 174人 ○ 施設利用者に対して、定期的な健康診断や新型・季節性インフルエンザ予防接種等を行い、健康管理に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・健診の充実 平成20年度より生活習慣病予防に着目した健診内容に変更したもの、引き続き実施 ・胸部X線検診を実施 ・子宮がん検診を実施 ・乳がん検診 (40歳以上偶数年齢の女子利用者に視触診またはマンモグラフィーによる検診を実施) ・新型・季節性インフルエンザ予防接種を実施(禁忌を除く) ○ 日本医療科学大学リハビリテーション学科教授(NPO法人日本シーティングコンサルタント協会理事長)を招聘し、定期的にシーティング指導を受けた。指導内容は、個々のケースに応じ、身体状況と生活環境を評価し、個々の状況に合った椅子・車椅子・クッション等を選択するなどの指導を受けた。指導を受けた職員は寮等においてその技術を他の職員等に伝授した。その結果、適正な坐位姿勢を保持することにより、座っていることから生じる臀部や腰部などの痛みの緩和、褥瘡の予防と改善、不良姿勢から生じる誤嚥の予防が図れた。 <ul style="list-style-type: none"> ・計4回 延べ26名について指導 イ 行動障害等の著しく支援が困難な者等に対する対応 行動障害等が著しく支援が困難な施設利用者については、精神科医師と臨床心理士が連携して対応し、ケースカンファレンス等にも参加するなど助言指導を行った。また、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)についても、精神科医師と臨床心理士が相互に連携しながら薬物療法やカウンセリングを併用して効果的な支援を図った。		利用者	一般	医科	16,913	2,479		19,412件		歯科	2,367	156		2,523件		合計	19,280	2,655		21,935件			利用者	一般	臨床	460	1,401	心理	1,861件		機能訓練	(727)	(0)		4,807	0		4,807件		延べ	4,297人	1日平均	11.8人
	利用者	一般																																												
医科	16,913	2,479																																												
	19,412件																																													
歯科	2,367	156																																												
	2,523件																																													
合計	19,280	2,655																																												
	21,935件																																													
	利用者	一般																																												
臨床	460	1,401																																												
心理	1,861件																																													
機能訓練	(727)	(0)																																												
	4,807	0																																												
	4,807件																																													
延べ	4,297人																																													
1日平均	11.8人																																													

		<p>② 地域医療への貢献 地域医療への貢献を図る観点から、施設利用者への診療に支障のない範囲内で、地域の知的障害者等に対する診療に積極的に取り組む。</p> <p>③ 心理外来等の利用拡大等 心理外来等について、利用拡大に努めるとともに、関係機関と連携しその充実を図る。</p> <p>(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。</p>	<p>② 地域医療への貢献 ○ 地域の知的障害者（児）及び家族等に対して外来診療を実施した。 <地域の知的障害者等が利用できる診療科目> 標榜科：内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科 特別外来：心理相談、機能訓練</p> <p>○ ホームページに「知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療又は相談を行う医療機関リスト（群馬県医師会、病院協会作成版）」を掲載し、地域の障害者が医療機関を受診する場合の参考となるよう、随時更新するなど新しい情報の提供に努めた。</p> <p>③ 心理外来の利用拡大 心理外来は、群馬県内及び関東近辺の都県からの利用があるなど、広域に亘る利用があった。平成21年度は、群馬県内の養護学校や児童相談所、発達障害支援センター等の関係機関や各種研修会、見学者にパンフレットを配布するとともに、精神科医師や臨床心理士が発達障害等についての講演を行うことによる利用拡大に努めた結果、精神科新患126のうち100人が心理外来であった。 また、利用者の所属する学校や施設等の教職員からの心理教育相談を受けると共に、児童相談所の職員等によるケースカンファレンスにおいて、行動上の問題の理解や支援方法について助言指導した。</p> <p>(2) 地域の障害者支援の充実 ① 高崎市自立支援協議会における活動 高崎市自立支援協議会に参加し地域の障害者の暮らしやすい環境づくりに向けた活動を積極的に行う。</p> <p>② 地域の障害者に対する生活支援 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護（ケアホーム）等のサービスを提供するとともに、相談支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施する。 平成21年度においては、地域の知的障害者等の自立を支援するため、施設外においても生活介護事業を行い、日中活動の充実を図る。</p> <p>② 地域の障害者に対する生活支援 ○ 地域の障害者等に対して福祉サービスの利用援助として、情報提供や相談、アセスメント、サービス調整、モニタリング、個別支援計画の作成等の相談支援や、短期入所や日中一時利用等の希望者に関しては、利用の調整を行った。 なお、短期入所登録者数は40人で、日中一時支援の登録者数は28人であり、現状では短期入所では7～8人、日中一時支援では5～6人の登録者がリピーターとして利用した。</p> <p>○ 平成20年4月に高崎市内に設置した「地域生活支援センターみらい」において、当法人が運営する3か所のケアホーム及び21年5月に開始した施設外の生活介護事業所「さんぽみち」の運営と重度・高齢者の生活支援及び日中活動支援を実施した。 なお、ケアホームにおいては、1か所のホームをバリアフリー対応型の建物を確保、移転し、さらに定員を5人から7人としたことで、3か所のホームの定員を14人から16人とした。 また、新たに開始した施設外生活介護事業所においては、ケアホーム入居者の日中活動の場を確保すると共に地域で生活する重度の知的障害者に対して、有償ボランティアを講師とするさまざまな趣味的活動及び創作的活動の多彩な日中活動メニューを提供し、利用者の希望により選択できるメニューを用意した。</p> <p>○ 平成20年6月に開設した知的障害者地域余暇支援事業「フリースペースみらい」を当法人の独自事業として位置づけ、グループホームやケアホームの入居者を中心に余暇の時間に気軽に利用できる場として実施し、17人が登録し、利用した。</p> <p>○ 平成20年6月に開設した知的障害者自立生活体験学習事業「トレーニングルームみらい」を当法人の独自事業として位置づけ、地域の知的障害者が宿泊体験を通して自立に向けた体験学習の場として実施し、4人が登録し、延26人が利用（13回実施）した。</p> <p>③ 高崎市との障害程度区分認定調査業務に係る委託契約を締結し、障害程度区分認定調査を行った。（52人）</p>
--	--	---	---

評価の視点等	自己評価	A	評価項目	評定
【評価項目14 その他の業務】		附帯業務として、診療所による医療の提供を引き続き行うとともに、地域の知的障害児（者）に対する地域生活支援として、診療所を含めた様々な取組や障害福祉サービスを提供了。特に、地域の医療の貢献については、精神科医の常勤化により知的障害・発達障害児（者）の専門外来診療や知的障害者（児）の摂食嚥下の対応方法等に関する指導や研究発表により、摂食嚥下に関する診療を開始して、計画以上の成果を上げた。	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
[評価の視点] <ul style="list-style-type: none"> ・診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。 		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度においても、国の基準を上回る診療スタッフと設備等を確保し、引き続き施設利用者の健康管理に努め、健康診断やインフルエンザ（新型・季節型ともに）予防接種、高齢化に対応した摂食・嚥下障害への対応のほかシーティング指導等を確実に実施した。医療的支援が必要な施設利用者に対して、診療所による医療を提供し、約2万件の診療を提供了。 地域医療の貢献については、平成21年度より精神科専門医が常勤として着任し、知的障害・発達障害児者の専門外来診療を実施し、特に児童・思春期事例の診療が大幅に増加した。また、教育機関、行政機関などと連携し、支援構築の一助を担った。 また、知的・発達障害児者を地域で支える取り組みの一環として、障害児者の家族に対する支援を積極的に行なった。 <p>(業務実績「(1) 診療所について」P35～36参照)</p>		
・地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、地域の障害者及び家族に対して、障害者サービス全般に関する相談支援を実施した。 また、地域の障害者等の利用希望に応じて、短期入所や、日中一時支援を提供了ほか、21年5月より新たに法人の事業として施設外の生活介護事業所「さんぽみち」を立ち上げ、日中活動メニューを提供する事業を開始した。 <p>(業務実績「(2) 地域の障害者支援の充実」P37参照)</p>		
中期目標（第2期）	中期計画（第2期）	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績	
6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るために、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 国立のぞみの園の業務運営の向上を図るために、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、国立のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。 (1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。 (2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るために運営懇談会」の開催 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等の国立のぞみの園運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。 (2) 第三者評価機関による評価 福祉サービスに係る第三者評価機関による評価を実施する。	6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 (1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るために運営懇談会」の開催 平成21年9月末に第1回運営懇談会を開催し、平成20年度の業務実績に関する報告及び平成21年度の事業報告を行った。また、各委員より意見等を聴取し、その後の事業実施の参考としたほか、22年3月には、2回目を開催し、平成21年度業務報告及び平成22年度事業計画と事業仕分けに関する独立行政法人を取り巻く状況等を合わせて報告した。 なお、議論の要旨について、ホームページに掲載し公表した。 ・国立のぞみの園運営懇談会の開催状況 第1回 平成21年9月29日開催 平成20年度業務実績に関する評価結果 第2回 22年3月25日開催 平成21年度事業報告 平成21年度事業報告及び22年度事業計画 独立行政法人を取り巻く状況	(2) 第三者評価機関による評価 平成22年3月、適切なサービス提供と業務運営の向上を図るために、平成21年10月から平成22年1月までに実施した自己評価(8領域287項目)について、第三者機関による評価を実施した。 結果は、aが280項目、bが7項目、cが0項目であり、サービスの質及びサービス提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。

評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評定
【評価項目15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】	第三者からの意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を平成21年度中に2回開催するなど、積極的に取り組んだ。 また、今年度は、第三者評価機関による評価を実施し、高評価を得ることが出来た。	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)		
[数値目標] ・総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。	・地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や行政担当、地域代表、保護者等の多様なメンバーから構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を平成21年度中に2回開催した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P37参照)			
・第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。	・今年度は、前回実施から3年目に該当することから、第三者評価機関による評価を実施した。調査項目は、全体で8領域、287項目について実施した結果、「A」評価が280項目、「B」評価が7項目の高評価を得た。 (業務実績「(2)第三者評価機関による評価」P37参照)			
[評価の視点] ・適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。	実績:○ ・第三者の意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を2回実施した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P37参照)			
・その場で出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。	実績: ・第1回目の運営懇談会については、平成20年度業務実績の報告を行い、利用者のニーズにあった寮の再編や矯正施設を退所した知的障害者の受入状況等について議論がなされた。 また、第2回目の運営懇談会では、第三者評価機関による評価報告及び精神科病院に社会的入院する知的障害者の自立支援について議論がなされた。 なお、この懇談会での議論要旨については、ホームページに掲載し、公表した。 (業務実績「(1)「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催」P37参照)			

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	第3 予算(人件費の見積を含む) 収支計画及び資金計画 1 自己収入の比率 平成21年度における総事業費(退職手当を除く。)に占める自己収入の比率は、45.7%となり、昨年度41.7%と比較して大幅に改善した。 ・平成21年度総事業費(退職手当を除く) 自己収入の額 3,901百万円 1,782百万円(45.7%) 2 予算、収支計画及び資金計画 ○ 厚生労働省の平成21年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)の補助協議に応募し、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの効率的な実施に関する調査・研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効率的な支援プログラムの開発に関する研究」について補助採択された。これにより国庫補助金(25,400千円)を受け入れ、21年度も収入及び支出に計上した。 なお、上記補助金を21年度の実施計画等に計上するにあたり、「第3. 予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画」のうち、「1 予算」、「3 資金計画」の変更を行うとともに、独立行政法人通則法第31条第1項後段の規定に基づき、厚生労働大臣あて21年度の年度計画の変更を行った。

	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依頼退職等）への充当</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 450,000,000円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>(1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</p> <p>(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組に係る費用</p> <p>4 退職手当（依頼退職等）への充当</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成21年度は、資金不足や偶発的な出費が発生しなかったことから、該当なし</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>平成21年度は、剰余金は発生しなかったことから、該当なし</p>
評価の視点等	自己評価	A	評価項目 評定
【評価項目16 予算、収支計画及び資金計画等】	平成21年度においては、中期目標を達成するために作成した予算の範囲内で執行し、計画どおり実施した。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
[数値目標] ・自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。	・平成21年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、45.7%（20年度41.7%）となり、目標を大幅に上回った。 (業務実績「1 自己収入の比率」P38参照)		
[評価の視点] ・総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、どうなっているか。	実績：○ ・平成21年度における総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、45.7%となった。 (業務実績「1 自己収入の比率」P38参照)		
・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ ・平成21年度の予算については、中期目標に定める①一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期計画期間の最終年度（24年度）の額を前中期目標期間の最終年度（19年度）と比べて23%以上削減、②総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率		

	<p>を40%以上を達成することを目標に予算を作成し、予算の範囲内で執行した。 (業務実績「第3予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」P38参照)</p>	
・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においても、予算に従ってセグメントごとの収支計画を作成した。収支計画に従って、事業を執行し、その際の運営費交付金債務の収益化について、費用進行基準を採用した。 <p>収入面では、単価改正により介護給付費・訓練等給付費収入が予算と比較し増額となるなど、予算額よりも事業収入が増額となった。また、支出面においては、常勤職員数の削減等による人件費総額の縮減や業務物件費の節約に努めた結果、借入金等の発生はなく予算執行上問題がなかった。</p> <p>(業務実績「第3予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」ほかP38参照)</p>	
・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。(政・独委評価の視点事項と同様)	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度において、収益化を予定していた運営費交付金2,382百万円のうち、386百万円を収益化する必要がなくなったことから、22年度への運営費交付金債務として繰り越したが、これは、常勤職員数の削減、俸給の見直し等による人件費総額を縮減したことによるものである。 <p>(業務実績「第3予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画」ほかP38参照)</p>	

中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次とおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末（24年度末）の常勤職員数を期首（20年度当初）の80%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 279名 期末の常勤職員数の見込み 223名</p> <p>(参考2) 中期目標期間の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,581百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成21年度当初及び年度末の見込みを次のとおりとする。</p> <p>(参考1) 職員の数 年度当初の常勤職員数 270名 年度末の常勤職員数の見込み 260名</p> <p>(参考2) 人件費総額 平成21年度の人件費総額見込み 2,474百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>平成21年度末常勤職員数 246名 人件費総額 2,048百万円</p>

評価の視点等		自己評価	A	評価項目	評定			
【評価項目17 人事に関する計画】		常勤職員数の削減については、計画削減数を大幅に上回り、平成21年度における人事に関する計画は、計画以上の成果を上げた。			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)			
[評価の視点] ・人事に関する計画は実施されているか。		実績：○ ・平成21年度末の常勤職員数は246人であり、20年度末の常勤職員数256人と比較して10人の削減を行った。 また、人件費についても平成21年度は2,048百万円であり、20年度の2,335百万円と比較して約3億円を縮減した。						
中期目標(第2期)	中期計画(第2期)	平成21年度計画		平成21年度の業務の実績				
2 施設・設備に関する計画		2 施設・設備に関する計画 なし		2 施設・設備に関する計画 平成20年度第2次補正予算施設整備費補助金(明許繰越分) (1) 特定寮(つつじ寮)バリアフリー化等改修工事 (竣工までの経緯) ・平成21年4月から6月 バリアフリー化等改修内容の検討、設計・積算業務を行った。 ・平成21年10月14日 竣工検査を行った。 (2) スプリンクラー設置Ⅱ期工事 ・生活支援寮8寮に設置 第1課 ぼたん寮、うめ寮、もみじ寮、あじさい寮、こまくさ寮、こすもす寮 第2課 ひのき寮、こまどり寮 ・地域生活体験ホーム くるん (竣工までの経緯) ・平成21年6月から7月 Ⅱ期工事9か所のスプリンクラー設備設置の設計・積算業務を行った。 ・平成22年3月10日 竣工検査を行った。				
3 積立金処分に関する事項 なし		3 積立金処分に関する事項 なし		3 積立金処分に関する事項 該当なし				
評価の視点等	自己評価	B	評価項目	評定				
【評価項目18 施設・設備に関する計画】		平成21年度の施設・設備に関する計画は該当なし。			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)			
[評価の視点] ・施設・設備に関する計画は実施されているか。		実績：○ ・平成20年度第2次補正予算で計上され、施設整備費(消防法施行令改正に伴うスプリンクラー設置工事及び特定寮(つつじ寮)のバリアフリー化等改修工事)は、事業の性質上その実施に相当の期間を要することから、明許繰越とされ、平成21年度にその事業を実施した。						